

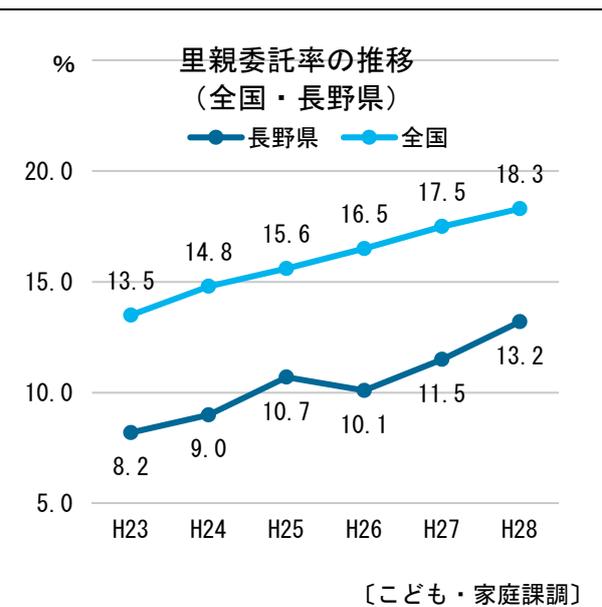
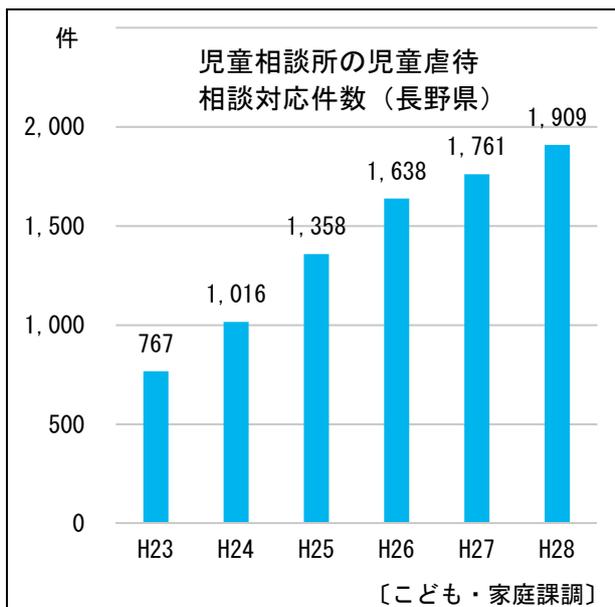
第2章 置かれた環境にかかわらず自分の未来を切り拓ける社会づくり

第1節 困難を有する子どもと家庭に対する支援の強化

1 児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子どもの支援

<現状と課題>

- 児童相談所の相談対応件数の急増に対応するため、児童相談所の体制を強化する必要があります。
- 産後うつ病が疑われる人の割合は1割程度とされており、児童虐待に至るおそれがあるため、産後うつ予防等の妊娠・出産に関わるメンタルヘルス対策が重要な課題となっています。
- 子育て世代包括支援センター*を中心とした保健師等の関係職種・機関が連携する体制を構築する必要があります。
- 専門性やノウハウが不足する市町村への支援を充実する必要があります。
- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、関係機関の連携強化等、切れ目ない総合的な支援体制を構築する必要があります。
- 里親等委託率が低い状況で、児童福祉法等による「家庭養育優先原則」を実現していくためには、里親委託の推進、施設の小規模化・地域分散化等の家庭的養護を推進する必要があります。
- 児童福祉法の改正により、施設を退所する児童等に対する継続支援が可能（自立援助ホーム*対象者の追加：22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者）になりましたが、引き続き措置解除後の自立支援を推進する必要があります。



＜施策推進の基本方針＞

- 市町村における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築支援により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期支援体制の充実を図ります。
- 平成28年の児童福祉法等の改正を受け、児童福祉司^{*}の増員、弁護士の配置等による児童相談所の職員体制強化を図るとともに、「児童虐待防止に係る県（児童相談所）と市町村の連携指針」の活用等により、関係機関が連携して適切な保護や支援を図ります。
- 虐待などにより保護者のもとから離す必要がある子どもについては、より家庭的な環境でのケアが必要であることから、子どもの支援に携わる関係者による共通認識のもと、里親委託などを推進します。
- 児童養護施設を退所した児童や措置解除後の児童の自立支援の取組を進めます。

＜施策の展開＞

（1）発生予防、早期発見

- 子どもに身近な市町村において、相談支援や訪問等によるソーシャルワーク等の機能を担う子ども家庭総合支援拠点^{*}の設置を促進することなどを通じ、市町村、県、児童福祉施設等の民間機関が連携して、児童虐待の発生予防、早期発見等を行う「信州こどもサポート（仮称）」の体制を整えます。〔こども・家庭課〕
- 産後うつに関する研修会、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）^{*}等の普及及び専門的な助言等を行い、地域における産後のメンタルヘルスに関する支援体制の構築を推進します。〔保健・疾病対策課〕
- 子育て世代包括支援センター^{*}とつどいの広場^{*}や子育てサークル、保育所等の関係機関との情報共有を支援します。〔保健・疾病対策課、こども・家庭課〕
- 児童福祉施設が持つ専門的な養育知識・技術等を活用した「児童家庭支援センター」^{*}の運営を支援し、児童虐待等の課題に地域の実情に応じて対応できる児童家庭相談体制を強化します。〔こども・家庭課〕

（2）対応力と連携の強化

- 児童相談所職員の配置標準見直しを踏まえ、更なる児童福祉司^{*}の増員、法務対応を行います。〔こども・家庭課〕
- 要保護児童対策地域協議会^{*}へ市町村が専門職を配置することなどによる機能強化に合わせ、市町村・警察・児童相談所・学校等が連携した早期対応を図ります。〔こども・家庭課〕
- 児童虐待に対応する職員が、専門的知識や技術を習得するための研修を実施し、対応力の強化・質的向上等を図ります。〔こども・家庭課〕
- 保健福祉事務所、信州母子保健推進センター^{*}及び児童相談所が市町村に対して困難事例等に対する助言、技術的支援を行います。〔保健・疾病対策課、こども・家庭課〕

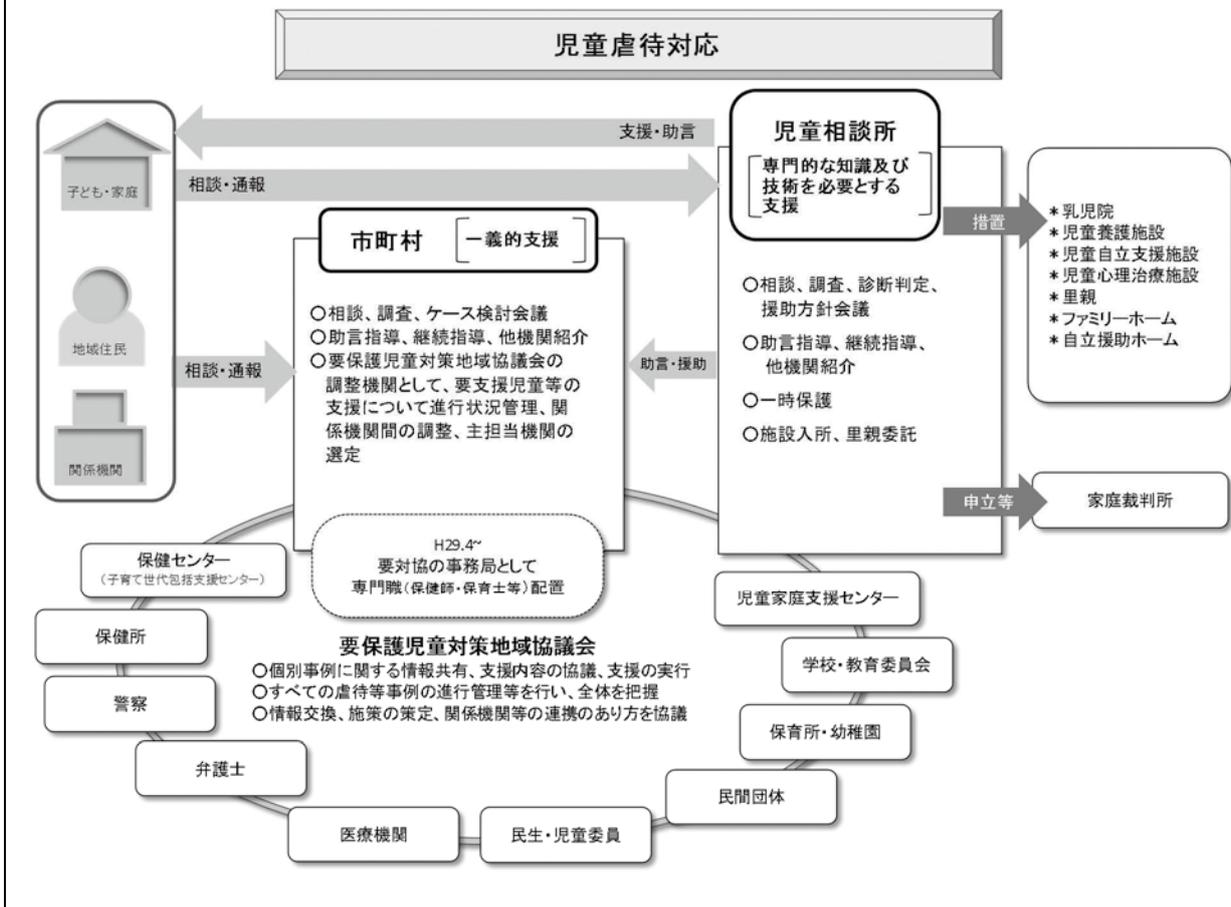
(3) 家庭的養護の推進、自立支援

- 「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、特別養子縁組^{*}を含めた新生児・乳幼児里親委託を推進するとともに、児童等、当事者の思いにも配慮して長野県家庭的養護推進計画の見直しを行い、里親委託の拡大を図ります。併せて、多様で多数の里親の育成・確保、里親委託後支援の充実、児童福祉施設の多機能化（機能転換）を図ります。〔こども・家庭課〕
- 一時保護され、通学が困難な児童の学習環境を改善するため、学習支援員の充実等を行います。〔こども・家庭課〕
- 児童養護施設退所児童の大学等への進学を支援するための給付型奨学金の拡充、就職に必要な資格取得等のための費用の貸付けを行います。また、自立援助ホーム^{*}でのアフターケアや地域生活支援の関係機関が連携した取組、施設からの大学進学者や社会で活躍する人等との交流等により、自立を促進します。〔こども・家庭課〕
- 虐待等により保護者のもとから離す必要があり、児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けた児童等の社会的養護について、施設等に対し必要な費用を支弁し、児童の健全な育成を図ります。〔こども・家庭課〕
- 老朽化した児童福祉施設の改築等に係る施設整備を支援するとともに、児童養護施設等の小規模化等、入所児童等の養育環境の改善を図るための改修やファミリーホーム^{*}新設のための改修等を支援します。〔こども・家庭課〕
- 児童福祉施設等の施設長が、施設を退所する若者等の就職や住居の身元保証人となる場合、その損害保険料を全額支援します。〔こども・家庭課〕

児童とその家庭の援助を行う関係機関によるネットワーク
～ 要保護児童対策地域協議会 ～

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村が中心となって、児童福祉、保健医療、警察・司法、教育などの各分野の関係機関により構成する「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。この協議会では、要保護児童及びその保護者に関する情報や支援の考え方を共有し、各機関が適切な連携の下で対応していくことが求められています。

平成 16 年の児童福祉法改正により協議会の法定化がなされて以降、平成 23 年までの間に県内全市町村での設置が進みましたが、児童虐待相談対応件数の増加や複雑・困難化するケースに対応していくために、専門性の確保や機能の強化が課題となっています。平成 28 年の児童福祉法改正により、協議会の調整機関に専門職の配置が義務付けられ、県が市町村職員向けに行っている研修についても内容の見直しを行い、各市町村協議会の機能強化を支援しています。



2 子どもの貧困対策

＜現状と課題＞

* 巻末データ参照

- 貧困世帯は増加傾向で、全国で7人に1人の子どもが相対的貧困*の状況にあります。また、ひとり親家庭の約半数は相対的貧困の状況にあります。
- 生活困窮家庭で育った子どもは、大人になって生活困窮家庭に属する割合が高く、貧困の連鎖が認められるとされています。

(社会からの孤立)

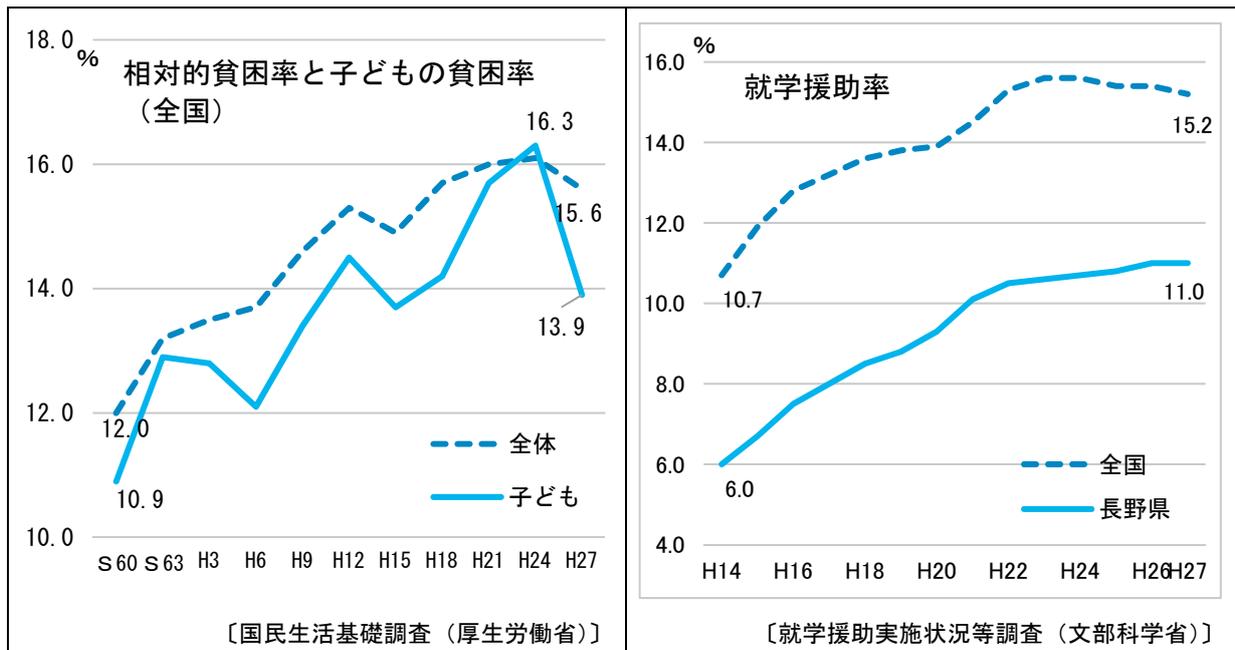
- 生活困窮家庭ほど、子育ての悩みや不安について相談先がない割合が高く、孤立しがちです。 p.36、*

(学びの格差)

- 子どもに受けさせたい教育段階の理想と現実の違いについて、生活困窮家庭ほど、経済的理由を挙げる割合が高い状況にあります。その結果、生活保護世帯の子どもや施設入所児童の大学等への進学率が低く、生活保護世帯の子どもは、高校進学率も低い状況にあります。家庭環境に左右されず、すべての子どもに学びの機会が保障され、経済的な理由により就学を断念することのないよう教育の支援を充実する必要があります。*、p.36
- 貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身に付けるとともに、様々な学習機会を提供する必要があります。また、学業不振等により高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援する必要があります。
*
- 国による保育・幼児教育の無償化や高等教育等の就学支援充実の動きと相まって、子ども・若者に対する支援を進めることにより、施策の効果を高めることができます。

(家庭養育の弱体化、健康格差、保護者の不安定な経済基盤)

- 経済的理由や子どもと接する時間を確保できない等の理由で、十分な食事をとれなかったり、学習習慣や正しい生活習慣が身に付いていない子ども、夜間に子どもだけで過ごすなど孤独を感じている子どもに対し、栄養バランスのよい食事を提供し、望ましい習慣を身に付けさせるとともに、悩み相談に応じるなど、家庭養育を補完する取組を進める必要があります。*、p.32~34
- 生活困窮家庭では、子どもの健康状態が良くない割合が高い傾向があります。 p.36
- 母子家庭では、非正規雇用の割合が高く、お金が足りなくて、食料や衣類を買えなかった経験のある割合が高い傾向があります。また、ひとり親家庭が困っていることでは、「子どもと接する時間（世話・しつけ等）の確保」の割合が高い傾向が見られます。*
- 生活困窮家庭では、経済的な理由で医療費の窓口負担が困難なため、医療機関を受診できないケースがあります。家庭環境に左右されず、医療機関を受診することができるよう、医療費の窓口負担を軽減する必要があります。*
- 貧困の根本的な原因である低所得をはじめ、様々な困難を抱える保護者の自立に向け、きめ細やかな就労支援・生活支援を行う必要があります。



＜施策推進の基本方針＞

- 子どもの貧困対策は、すべての子どもが夢と希望を持って成長する上で、重要な施策であるとの認識のもと、平成 28 年 3 月に策定した「長野県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、家庭養育の支援、学びの支援、要支援家庭の孤立化防止を着実に推進してきました。
- 長野県では、平成 29 年度に「子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施するなどして、生活困窮家庭等の実態をより正確に把握し、その結果、生活困窮家庭では、悩みや不安の相談先がない割合が高いなど、孤立傾向にあることが改めて把握されました。
- また、生活困窮家庭では、学習時間が短い、高校中退率が高い、大学等への進学率が低いなどの要因が相まって、貧困が連鎖している傾向が認められます。
- そこで、さらに施策を充実すべき視点として、アウトリーチ*による早期発見、早期支援及び貧困の連鎖を断ち切るための学びの支援を充実します。
- 「子どもの未来応援基金 (仮称)」*の設置による生活困窮家庭等の支援について、市町村とともに検討します。

(アウトリーチ*型支援と子どもの居場所の充実)

- 生活困窮家庭は、自ら困難を訴えることは少なく、見つけにくいことが課題であると言われています。誰にも相談できず、社会から孤立して、適切な支援を受けられないことがないよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、アウトリーチ*型支援等の充実により早期発見、早期支援を行います。
- 貧困に伴う様々な悩みを抱える子どもに居場所を提供し、大人との信頼関係に基づき、気軽に相談したり、自分の将来のことを考えたりすることができる体制を充実します。

(貧困の連鎖を断ち切るための学びの支援)

- 経済的な理由で、十分な学習機会が与えられていない家庭があります。家庭環境に左右されず、すべての子どもに学びの機会が保障され、就学を断念することのないよう教育費の支

援を充実します。

- 貧困の連鎖を断ち切るため、子どもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身に付けられるよう、様々な学習支援の機会を提供します。
- 学業不振等により高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援します。

（家庭養育の補完と保護者の自立支援）

- 経済的理由や子どもと接する時間を確保できない等の理由で、十分な食事をとれなかったり、基本的な生活習慣や学習習慣が身に付いていない子どもがいます。栄養バランスのよい食事を提供し、よい生活・学習習慣を身に付けさせるなど、家庭養育を補完する取組を進めます。
- 経済的な理由で、適切な医療サービスを受けられない家庭があります。家庭環境に左右されず、適切に医療機関を受診することができるよう、医療費の窓口負担を軽減するとともに、経済的に困難を抱える家庭に対する児童扶養手当*の支給や資金貸付けなど様々な経済的支援により、生活困窮状態の緩和を図ります。
- 貧困の根本的な原因である低所得をはじめ、様々な困難を抱える保護者の自立に向け、きめ細やかな就労支援・生活支援を行います。

<施策の展開>

（1）孤立防止

- 生活困窮家庭が、誰にも相談できず、社会から孤立して、適切な支援を受けられないことがないように、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、アウトリーチ*型支援等の充実により早期把握、早期支援を行う「信州子どもサポート（仮称）」の体制を市町村とともに整備します。
[子ども・家庭課、保健・疾病対策課、次世代サポート課]
- 「信州子どもカフェ」*の設置拡大等を通じ、貧困に伴う様々な悩みを抱える子どもに居場所を提供し、大人との信頼関係に基づき、気軽に相談したり、自分の将来のことを考えたりすることができる体制を充実します。 [子ども・家庭課]
- いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある「子どもが抱える家庭的な問題」の解決に向けて、スクールソーシャルワーカー*を増員することにより、関係機関との調整機能を充実して、総合的に支援します。 [心の支援課]
- いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラー*を増員し、児童生徒の相談・支援等を行います。 [心の支援課]
- 子ども支援センター*において、子どもに関する様々な相談に対応します。
[子ども・家庭課]
- 学校生活相談センター*において、24時間体制で学校生活全般に関する児童生徒・保護者の悩みに臨床心理士等が相談対応します。 [心の支援課]
- 学校生活相談センター*の機能を充実させるため、SNS*を活用した相談のあり方を調査・研究し、子どもの悩みを幅広くとらえる体制を整備します。 [心の支援課]
- 電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン」*を運営する団体に対して支援を行います。 [次世代サポート課]

(2) 教育費の支援**(義務教育費の負担軽減)**

- 市町村に対する情報提供・助言を通じ、新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給等、就学援助制度*の改善・充実に取り組みます。 [義務教育課]
- 市町村等への情報提供等を通じ、学用品等のリユース*の仕組みづくりを促進します。 [次世代サポート課、義務教育課]

(義務教育費及び高校教育費の負担軽減)

- 学校納入金の見直しに関する市町村、県立学校に対する情報提供・助言を行います。 [義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

(高校教育費の負担軽減)

- 経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるため就学支援金*を交付し、高校教育の機会均等を実現します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。 [高校教育課、私学・高等教育課]
- すべての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に奨学給付金*を支給し、教材費、部活動費など授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。 [高校教育課、私学・高等教育課]
- 私立高等学校等に子どもが通学する保護者負担の軽減を図るため、学校法人が授業料等の学校納付金を軽減した場合、学校法人に対し当該軽減額を補助します。 [私学・高等教育課]
- 経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与し、高校修学を支援します。 [高校教育課]
- 高校定時制課程や通信制課程へ通う高校生の修学を奨励するため、修学奨励金貸与や教科書等購入費補助を行うとともに、夜間定時制高校夜食費の一部を負担します。 [高校教育課、保健厚生課]

(特別支援教育費の負担軽減)

- 特別支援学校の児童生徒について、保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や学用品費、教科用図書等購入費など就学に係る経費を助成します。 [特別支援教育課]

(高等教育費の負担軽減)

- 県の電気事業の利益等を活用し、経済的な理由で大学修学が困難な子どもを支援するため、県内大学への入学金等の一時金、修学費用を給付します。 [こども・家庭課]
- 企業の寄付金を活用し、児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けた児童の大学等への進学を支援するため、奨学金を給付します。 [こども・家庭課]
- 経済的な支援が必要な私立専門学校生に対して授業料補助を行うとともに、修学支援アドバイザー*を配置し修学を支援します。 [私学・高等教育課]
- 長野県立大学、看護大学、須坂看護専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門学校、農業大学校、林業大学校など、県立の高等教育機関において、低所得世帯の教育費負担の軽減を図るため、授業料の減免を行います。 [県立大学設立準備課、医療推進課、地域福祉課、人材育成課、農業技術課、信州の木活用課]

(私立学校の教育費の負担軽減)

- 保護者の学費負担を軽減するため、私立の小中学校、高等学校等、専門学校の運営に要する経費について、助成を行います。 [私学・高等教育課]

(教育費の貸与)

- 生活福祉資金^{*}(教育支援資金)の貸付けにより、生活困窮家庭の子どもの大学や高等学校等の修学を支援します。 [地域福祉課]

(3) 貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり

- 地域の大人と子どもの温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役^{*}の子どもの居場所「信州こどもカフェ」^{*}において、学習支援の取組を推進します。また、それに当たり青少年サポーター^{*}の参加を拡大します。 [こども・家庭課、次世代サポート課]
- 県の電気事業の利益を活用し、児童養護施設入所児童に対し科学体験学習等の機会創出を支援し、将来の高等教育進学や多様な職業選択への動機づけを行います。 [こども・家庭課]
- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、市町村や市町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。 [地域福祉課]
- 保護者や地域住民が学校と連携・協働して、子どもを育む信州型コミュニティスクール^{*}の活動の一環として、地域住民の協力による学習支援を進めます。 [文化財・生涯学習課]
- 放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用して設置する放課後子ども教室^{*}において、地域住民の協力を得て、予習、復習などの学習活動の支援を行います。 [文化財・生涯学習課]
- 経済的な理由や家庭の事情で、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身に付いていない中学生等を対象に、地域未来塾^{*}を開講する市町村を支援し、地域住民の協力により学習支援を行います。 [文化財・生涯学習課]
- 自然や地域の中で五感豊かに自己肯定感を育むことができる「信州やまほいく(信州型自然保育)」^{*}を推進します。 [次世代サポート課]
- ICT^{*}等を活用した新たな学習支援手段を検討し、効果を高めます。 [次世代サポート課]

(4) 教育費以外の経済的支援

- 市町村が行うひとり親家庭や乳幼児等の医療費給付に要する経費に対し助成します。また、平成30年8月から、中学校3年生までの子どもの医療費について現物給付方式^{*}を導入し、窓口負担を軽減します。 [健康福祉政策課]
- ひとり親家庭等に対する児童扶養手当^{*}の支給や母子父子寡婦福祉資金^{*}の貸付けを行い、経済的負担の軽減を図ります。 [こども・家庭課]
- 低所得者等の生活を経済的に支えるため、生活福祉資金^{*}の貸付けを行います。 [地域福祉課]

- 児童養護施設等を退所又は里親等へ委託措置を解除された児童が安定した生活基盤を築き、円滑に自立していけるよう、就職や大学、専門学校等に進学する際的生活費等について、返還免除型の資金貸付けを行います。 [こども・家庭課]
- 複数の子どもの同時入所を要件とせず、第3子以降の保育料を減免する市町村を支援します。 [こども・家庭課]
- ひとり親家庭が優先的に県営住宅に入居できるよう配慮するとともに、収入に応じて家賃の減免を行います。 [公営住宅室]

(5) 家庭養育の補完

- 地域の大人との温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役^{*}のこどもの居場所である「信州こどもカフェ」^{*}の取組を普及促進します。また、県内10圏域に設置する地域プラットフォーム^{*}において中心的な役割を担うコーディネーターの育成を行うとともに、官民が連携して適切な役割分担のもと、会場の確保、学習支援等の担い手の確保、食材の安定的な確保、子どもへの周知等に取り組みます。 [こども・家庭課]
- 放課後等に保護者が家庭にいない小学生に安全・安心な生活と遊びの場を提供するため、放課後児童クラブ^{*}の運営を支援するとともに、子どもたちへの処遇の質の向上のため、支援員の資格を得るための認定研修を実施します。 [次世代サポート課]
- 子どもに安全・安心な居場所を提供するため、児童館^{*}や放課後児童クラブ^{*}室の整備を支援します。 [次世代サポート課]

(6) 自立・就労支援

- 市と連携して生活就労支援センター（まいさぼ）^{*}を全県に設置し、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。 [地域福祉課]
- 就業支援員が、ひとり親からの就業相談への対応や、就業情報の提供、職業紹介等を行うとともに、資格取得のための給付金の支給、返還免除型高等職業訓練促進資金^{*}の貸付け、技能習得のための講習会の開催、高卒認定資格取得に向けた学び直しに対する助成などにより、ひとり親の就業を支援し、安定した収入の確保を応援します。 [こども・家庭課]
- 新たに母子家庭の母、父子家庭の父を雇用した個人又は法人に対し、雇用する3事業年度の事業税を減税し、雇用の促進を図ります。 [こども・家庭課]
- 母子家庭の母や子育て期の女性などの就職困難者に対し、女性・障がい者等就業支援デスクにおける就業相談、職業紹介等により、就業を支援します。 [労働雇用課]
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた個別相談、就業支援セミナー等により、正社員としての就業を支援します。 [労働雇用課]
- 子育て中の女性に対する就業相談等の再就職支援やスキルアップセミナーの開催等により、出産・子育てを経ても働き続けることを希望する女性の就業継続支援を実施します。 [労働雇用課]
- 未就業や不本意ながら非正規雇用で就業する若者に対する職場実習等を通じて、若手人材確保に苦慮する県内企業への就職を促進します。 [労働雇用課]

- 生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、就労自立給付金^{*}の支給、就労支援員の配置等により、生活保護受給者の自立を促進します。 [地域福祉課]
- NPOをはじめとした民間の支援団体等が実施する生活困窮者の居場所の確保等の取組を支援します。 [地域福祉課]
- 児童福祉施設等の施設長が、施設を退所する若者等の就職や住居の身元保証人となる場合、損害保険料を全額支援します。 [こども・家庭課]

企業からの寄付金を原資に若者の夢を応援する給付型奨学金 ～ 飛び立て若者！奨学金 ～

県では、平成 27 年度からルートインジャパン株式会社 様及びルートイングループ会長 永山勝利 様からの寄付をもとに基金を創設し、児童養護施設等に入所されていた方で大学等に進学した学生を支援するための奨学金給付事業を実施しています。

この奨学金を利用されている学生から多くの感謝の言葉が寄せられています。

<短大介護福祉学科に進学した学生からのお礼の手紙から抜粋>

私を貴機関の奨学生として採用していただき給付を受けさせてくださり本当にありがとうございます。皆様のおかげで生活費、学費を払うことができ、学業に専念することができます。私は皆様への感謝の気持ちを常に持ち介護福祉士としての技術や知識を身につけるために短大での2年間を充実したものにしたいと思います。

3 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援

<現状と課題>

* 巻末データ参照

1 いじめへの対応

- 全国と比べると、本県の児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数は少ない状況です。*
- 「地方いじめ防止のための基本的な方針」の策定率が低い状況にあります。
(H28 策定率 全国 84.2%、県 50.6% (未策定 38 市町村))。
- 県の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定と周知及び法・基本方針等に則った対応を推進する必要があります。

2 不登校児童生徒の支援

- 県内小中学校の不登校児童生徒在籍比は増加傾向にあります。
- スマートフォンなどのインターネットを利用した情報通信機器やゲームの過度な使用をする児童生徒がいます。p28
- 社会の変化による家庭的な背景を要因とした不登校児童生徒が増加しています。*
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」※という。）」の理念に基づいた新たな行動指針の策定と施策の展開を図る必要があります。
- スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※による未然防止及び早期支援を推進する必要があります。
- 中間教室（教育支援センター）※における学習支援の体制整備や民間施設との綿密な情報連携を図る必要があります。

小中高・特別支援学校いじめ認知件数（長野県）				不登校児童生徒の在籍比（長野県）				
H25	H26	H27	H28		H25	H26	H27	H28
1,455 件	1,545 件	1,567 件	※4,214 件	小・中学校	1.18%	1.22%	1.26%	1.29%
※ H28 から新たに「けんかやふざけ合い」も児童生徒の感じる被害性に着目して認知することになったことによる増				高等学校	1.14%	1.12%	1.19%	1.17%

〔児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）〕
〔児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）〕

<施策推進の基本方針>

- 「長野県いじめ防止対策推進条例」及び県の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの問題の克服に向け、いじめ防止対策を推進します。
- 「教育機会確保法」※の理念及び県の新たな行動指針に基づく、不登校未然防止及び不登校児童生徒への支援を推進します。

<施策の展開>

(1) いじめへの対応

(いじめ対策)

- 「チームとしての学校」が組織として適切に対応するため、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等の外部人材を活用します。 [心の支援課]
- いじめ防止対策推進法の規定により学校に設置されている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に基づく組織的な対応を強化します。 [心の支援課]
- いじめの起きにくい学校づくりのための人権教育・情報モラル教育・道徳教育を充実します。 [心の支援課]
- 子どもたちが、いじめをなくすための取組について自ら考え議論する「いじめ防止子どもサミットNAGANO」を開催し、子どもたちが自らいじめ防止に取り組みます。 [心の支援課]
- 人権教育講師を学校に派遣し、人権教育を推進します。 [心の支援課]
- 学校が対応に苦慮している事案に対して、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「学校支援チーム」を組織し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を行います。 [心の支援課]

(相談体制)

- 子どもに関する様々な相談に総合的に対応する子ども支援センター*や、学校生活全般についての悩みに対応する学校生活相談センター*において、いじめに関する相談にきめ細やかに対応します。 [こども・家庭課、心の支援課]
- 専任の相談員である「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、不登校傾向児童、ひきこもり児童の家庭訪問・登校支援、関係機関との連携による支援、相談適応指導を行います。 [心の支援課]
- SNS*活用（LINE等）により、悩んでいる子どもや家庭が孤立することなく相談・支援を受けられる仕組みを検討します。 [心の支援課]
- 電話を通じて子どもの悩み等を受け止めるチャイルド・ライン*を運営する団体に対して支援します。 [次世代サポート課]

(インターネットの適正利用)

- 子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれないために注意すべきことを「インターネットの安全な利用に関する共同メッセージ」として発表し、インターネットの適正な利用を推進します。 [心の支援課]
- 官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会*において、研修会の開催や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。 [次世代サポート課]
- 高校生が身近なスマートフォンなどインターネットを利用した情報通信機器の利用に関わる問題点について、自ら考え、他者の意見を聴き、議論し、意見をまとめ、発表することを通して、情報モラルの向上、インターネットの適正な利用を推進するため「高校生ICT*カンファレンス長野大会」を開催します。 [心の支援課]

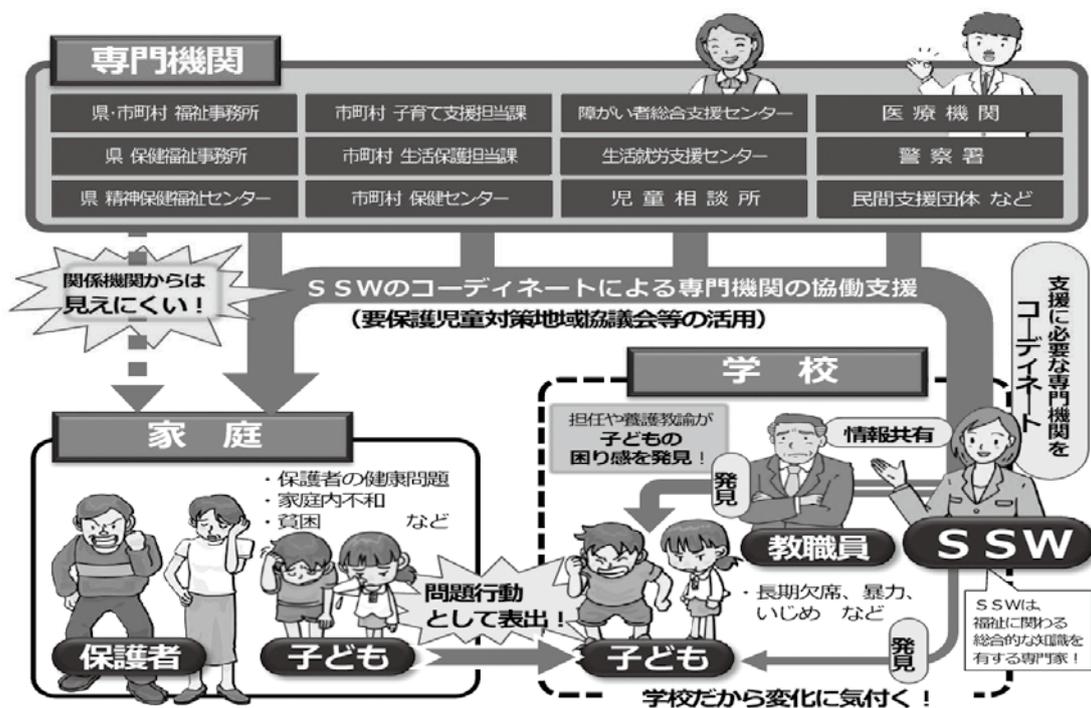
(2) 不登校児童生徒の支援

- 不登校の児童生徒への支援を担当がひとりで抱え込まず、組織として適切に対応するため、スクールカウンセラー^{*}やスクールソーシャルワーカー^{*}等の外部人材の活用を拡充します。
[心の支援課]
- 保育所等への「ファミリー・ソーシャルワーカー（仮称）」の派遣を支援するとともに、私立学校がソーシャルワーカーを活用する経費を支援することにより、子どもを取り巻く環境改善の視点から積極的に関係機関と連携して支援します。
[こども・家庭課、私学・高等教育課]
- 不登校、ひきこもりやニート^{*}など困難を有する子ども・若者を支援している関係機関で構成する子ども・若者支援地域協議会^{*}において、社会的自立に向けて連携して支援を行います。
[次世代サポート課]
- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、市町村や市町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。
[地域福祉課]
- 市町村に対し、中間教室（教育支援センター）^{*}の充実に向けて助言します。
[心の支援課]
- 支援機関同士が効果的に連携しながら、複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、子ども・若者支援地域協議会^{*}を運営します。
[次世代サポート課]
- 子どもに関する様々な相談に総合的に対応する子ども支援センター^{*}や、学校生活全般についての悩みに対応する学校生活相談センター^{*}において、不登校に関する相談にきめ細やかに対応します。
[こども・家庭課、心の支援課]
- 学校生活相談センター^{*}の機能を充実させるため、SNS^{*}を活用した相談のあり方を調査・研究し、子どもの悩みを幅広くとらえる体制を整備します。
[心の支援課]
- フリースクール^{*}を運営するNPO等民間団体や親の会の周知と情報連携を推進します。
[心の支援課]
- フリースクール^{*}を運営するNPO等民間団体との意見交換等を通じて、フリースクールと学校との連携のあり方を検討します。
[次世代サポート課、心の支援課]
- 「信州こどもサポート（仮称）」を通じ、進路未決定のまま高等学校を卒業する生徒や、高等学校を中退する生徒について、地域支援機関へ支援情報を確実に引き継げる体制を整備します。
[次世代サポート課、心の支援課]
- 動物愛護センターでの動物介在活動、その活動に携わる人材の育成を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援する事業を全県へ展開します。
[食品・生活衛生課]

学校・家庭・関係機関をつなぐ スクールソーシャルワーカーの取組

スクールソーシャルワーカーは、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して、福祉関係機関等を適切にコーディネートし、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする社会福祉や精神保健福祉の専門家として活動しています。

例えば、不登校の背景に家庭的な問題（貧困、虐待、不和、家族の精神疾患など）があり、学校だけでは解決が困難な場合、複数の専門機関と連携して支援する必要があります。しかし、専門機関との役割分担、定期的な進捗状況の確認や情報共有、効果的に連携するための調整は、技術的にも時間的にも教職員だけでは難しく、スクールソーシャルワーカーと学校が連携して支援をしています。

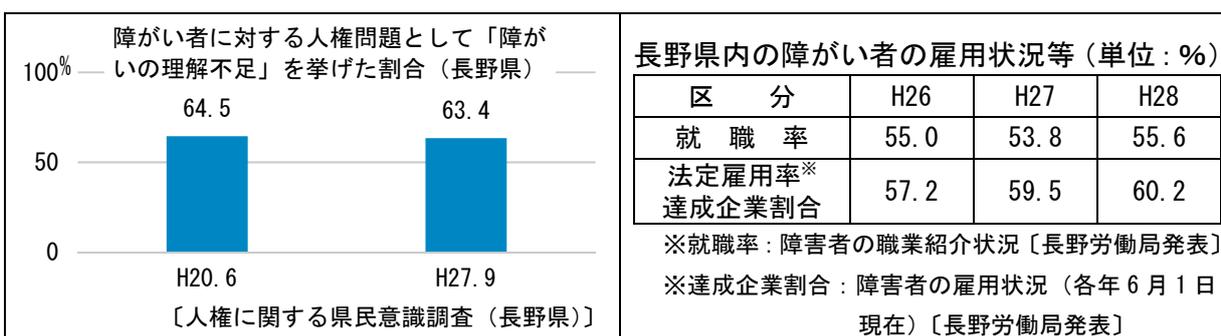


4 障がいのある子どもの支援

<現状と課題>

* 巻末データ参照

- 障がいに対する県民の理解を更に進めていく必要があります。
- 知的障がい・精神障がいと判定された障がい児が増加しています。 ^{p38}
- 障害児通所支援*を利用する障がい児が著しく増加しており、放課後等デイサービス*や児童発達支援*の通所支援事業所は増加の傾向にありますが、地域の障がい児支援の中核的役割を果たす児童発達支援センター及び重症心身障がい児支援を行う通所支援事業所等が不足しています。*
- 特別支援学校（知的障がい）では、在籍者数が多い状態で推移しています。また、小・中学校では特別支援学級在籍者が増加しています。*
- 障がいの状態が、特別支援学校の対象となる程度と判断された子のうち、およそ5人に1人が総合的な判断として小・中学校で学んでいます。*
- 子どもが、身近な地域で適切かつ専門性の高い教育を受けられる環境を整備する必要があります。
- 障がい者の就職率、法定雇用率*達成企業割合とも伸びていますが、就職を希望する障がい者の就職率は55.6%で、法定雇用率未達成企業も約4割ある状況です。自立のための就職先の確保、職場定着の困難さなどの課題があります。
- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進とライフステージ間の切れ目ない一貫した支援体制づくりを進める必要があります。
- チーム学校としての対応、学校と関係機関との連携を強化する必要があります。
- 障がいの特性や支援情報の引継ぎにより進学・就労に対する不安を軽減する必要があります。



<施策推進の基本方針>

- 障がいのある人となない人との交流の機会拡大等を図ることで様々な障がいへの理解を深め、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して生活を送ることができるよう支援の充実を図ります。
- 障がい児の増加に伴い障がい児施設利用者も著しく増加していますが、一方で地域の中核

的な役割を果たす児童発達支援センター及び重症心身障がい児支援を行う通所支援事業所の設置が進んでいないことから、これらの施設の拡充を図ります。

- 障がいのある子どもの、将来の自立と社会参加に向けて、適切な就学先で専門性の高い教育支援を行うとともに、身近な地域で同年代の子どもと共に学べる体制づくりを進めます。
- 障がいのある子どももいない子どもも、すべての子どもが多様性を認めることができる教育を進めます。
- 発達の特性に起因する困難がある人が自立するために、特性に応じたきめ細かな支援や個別相談を充実させ、企業側の理解促進を図ります。
- 地域内の教育・福祉・医療・保健・労働等の関係機関が連携し、生涯にわたって切れ目のない支援の充実を図ります。

<施策の展開>

(1) 普及・啓発の取組

- 障がいへの理解を進めるための普及・啓発の取組として生徒や学生等に対するあいサポーター^{*}研修を実施します。 [障がい者支援課]
- 交流及び共同学習や副次的な学級の普及による地域とのつながりの中で、互いを知り「共に育つ」機会を促進します。 [特別支援教育課]
- 障がいのある子どもが地域の身近な場所で運動・スポーツに参加できる機会の拡大とスポーツを通じた共生社会づくりを推進するため、障がい者スポーツ地域コーディネーター^{*}を設置します。 [障がい者支援課]
- 県内で文化芸術活動に取り組んでいる障がい者の作品を展示、紹介し、その鑑賞を通して、障がい者の文化芸術活動への理解を深め、この活動の一層の振興と社会参加の促進を図るため、障がい者の芸術作品展を開催します。 [障がい者支援課]

(2) 環境整備

- 児童発達支援センターの設置拡大及び保育所等訪問支援の充実を図ります。 [障がい者支援課]
- 主に重症心身障がい児支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス^{*}事業所の拡充を図ります。 [障がい者支援課]

(3) 学びの支援

- 障がいのある子どももいない子どもも一人ひとりがもてる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育^{*}を実践します。 [特別支援教育課]
- 特別支援学級において、特別支援学校の教員や外部人材の活用により専門性を強化し、多様な教育的ニーズに対応します。 [特別支援教育課]
- 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学及び教育を支援するため、就学相談が適切に行われるよう特別支援教育推進員による指導・助言を行いま

す。また、学習指導要領改訂に伴う特別支援教育に関する手引書を作成し、市町村教育委員会等に対する支援を充実します。〔特別支援教育課〕

- 小・中学校等の教員への支援、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障がいのある幼児児童生徒への指導・支援、関係機関等との連絡・調整など、特別支援学校のセンター的機能を強化します。〔特別支援教育課〕
- 多様な教育的ニーズに応じた教育活動の充実のための、地域の資源（人材や場）を活用した教育活動を展開します。〔特別支援教育課〕
- 一人ひとりに応じた将来の自立と社会参加の実現のため、地域資源を活用し、卒業後を見据えたキャリア教育^{*}を充実します。〔特別支援教育課、教学指導課〕
- これからの特別支援学校のあり方検討を踏まえ、「特別支援学校の中長期修繕・改修計画」を策定し、教育環境の整備・改善を進めます。〔特別支援教育課〕

（４）就労の支援

- 障害者就業・生活支援センター^{*}において、障がい者に対し、就業及び就業に伴う日常生活上の問題についての指導、助言等や職場実習のあっせんを行うとともに、事業主に対して障がい者の雇用管理の助言等を行います。〔障がい者支援課〕
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた個別相談、就業支援セミナー等により、若者の就業を支援します。〔労働雇用課〕
- 女性・障がい者等就業支援デスクにおける職業紹介等により、障がい者などの就業を支援します。〔労働雇用課〕
- OJT（職場実習）により、障がい者の就労を促進します。〔障がい者支援課〕
- それぞれの障がいの程度や特性に対応した、多様な障害福祉サービス（就労移行支援^{*}、就労継続支援^{*}、生活訓練^{*}）を提供します。〔障がい者支援課〕
- 長野県子ども・若者サポートネット（子ども・若者支援地域協議会^{*}）において、関係機関が連携して、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の社会的自立を支援します。〔次世代サポート課〕
- 障がい者の農業・林業分野での就労を拡大するため、農福連携^{*}・林福連携^{*}の取組を支援します。〔障がい者支援課、農村振興課、労働雇用課、森林政策課〕

（５）情報連携

- 個別の教育支援計画等の普及を促進し、幼保→小→中→高→進路先への引継ぎ及び各段階での支援を徹底します。〔特別支援教育課〕
- 教育・医療・福祉・労働等関係機関の連携による切れ目ない支援を推進します。〔特別支援教育課、保健・疾病対策課、障がい者支援課〕

長野県特別支援教育推進計画

～すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育～

長野県教育委員会では、本県における特別支援教育の目指すべき基本方向を示す、新たな長野県特別支援教育推進計画を平成30年3月に策定し、様々な施策を推進します。

これは、長野県教育振興基本計画(2018年度～2022年度)の個別計画として位置づけられるもので、「長野県総合5か年計画」「長野県障がい者プラン2018」等とも整合を図り、関係部局と連携して取り組みます。

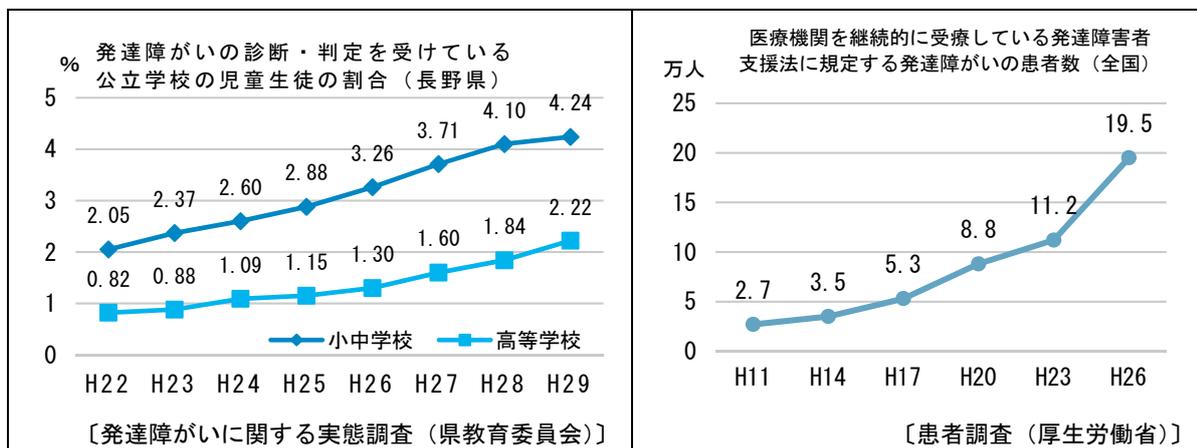
「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」を目指す基本方向とし、「共に学ぶ」ことを追求することと、連続性のある多様な学びの場を整備することを同時に推進し、学校が「多様性を包み込む学びの場」としてさらに充実していくことを目指しています。

5 発達障がいへの支援

<現状と課題>

* 巻末データ参照

- 未診断の子どもを含めた発達障がいの支援ニーズは小学生1年生で少なくとも10%程度は存在するという研究があります。発達障がいに対する周囲の理解の促進と一人ひとりのニーズに応じた支援が受けられる環境づくりが必要です。
- 医療機関を継続的に受療している発達障がいの総患者数は増加していますが、発達障がいの専門医や診療医の不足から、初診待ちが長期化していることが指摘されています。
- 乳幼児健診において発達障がいの特徴を見つけるアセスメントツール*は普及しつつあります。(導入済み市町村数 60市町村)
- 発達障がいは、ライフステージの各段階において発見されるため、保護者や本人に対するスクリーニング*後のフォローや専門医等を受診する動機づけが必要です。
- 発達障がいサポート・マネージャー*を10圏域ごとに各1名配置し、総合的な支援を実施していますが、専門機関や家族会等も含め、身近な地域で相談や支援が受けられる体制づくりを更に推進する必要があります。
- 小・中・義務教育学校、高等学校における発達障がいの診断等のある児童生徒は、年々増加しています。また、ほぼすべての高等学校に発達障がいによる特別な支援を要する生徒が在籍しています。^{p.38、*}
- 通常の学級から特別支援学級に移る率が全国に比して高く、学年を追うごとに差が開いています。*
- 私立学校においても、発達障がいによる支援を要する児童生徒が在籍しています。
- すべての教職員の発達障がいに対する理解と支援力の向上、チーム学校としての対応、学校と関係機関との連携が必要です。
- 障がいの特性や支援情報の引継ぎによる就学・進学・就労に対する不安の軽減を図る必要があります。また、高等学校中途退学者及び進路未決定卒業生等へのフォローが十分行われる体制を整備する必要があります。
- 手帳を持たない発達障がい者は、法定雇用率*制度をはじめ、様々な制度(支援策)のはざまにあります。
- 発達障がいに対する本人と周囲の認識が異なる場合があります。



＜施策推進の基本方針＞

- 発達障がい「特性」として捉える（障がいから特性までスペクトラム（連続）に対応する）ことができるよう、理解を促すための取組を推進します。
- エンパワーメント*を基調に得意を伸ばし、不得意をケアする社会づくりを進めます。
- 発達障がいの特徴を発見するアセスメントツール*の全市町村への普及によって早期発見を進めるとともに、発見された発達に特性を持つ子どもへの支援へとつなげていくために、医療機関、専門機関等と連携を推進します。
- 発達に特性のある子どもは通常の学級にも在籍していますが、支援を必要とする子どもへの個別支援だけでなく、その他の子どもも含めた、クラス全体への対応が求められており、多様性を包み込む学校へ進化します。
- 誰もが安心して学べる学校（授業）にするためには、発達障がいに対する教員の理解を促進するとともに、支援者が個々に対応するのではなく、チーム学校として対応します。
- 発達障がいのある子どもの才能や個性を見つけ、伸ばし、発揮できるように支援する方策を検討します。
- 発達障がいがあっても、特性に応じて、自分らしく生きられるよう、就労や社会参加の支援に取り組みます。
- 本人や家族が孤立しないよう、様々な表れ方をする発達の特性に応じて、社会（地域）における理解を促すための取組を推進します。
- 発達障がい者支援対策協議会*の体制を充実し、支援施策の推進のための関係機関の連携を強化します。

＜施策の展開＞

（１）早期発見と切れ目のない支援

- 乳幼児健診におけるアセスメントツール*の普及、情報共有ツールの普及、人材の育成等、支援体制の整備を推進します。 [保健・疾病対策課]
- 発達障がい診療の専門医・診療医等の人材育成に取り組み、地域における診療・支援体制の強化を図ります。 [保健・疾病対策課]
- 発達障がいの診療技術・対応力向上のための診療医研修会、関係機関連携強化・対応力向上のための地域連絡会を開催し、発達障がい診療地域ネットワークを整備します。
[保健・疾病対策課]
- 地域自立支援協議会*における関係機関（福祉サービス事業所、学校、幼稚園・保育所、医療機関、家族会、行政機関等）相互の情報共有、連携強化を図ります。
[障がい者支援課]
- 発達障がい者支援対策協議会*の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。
[次世代サポート課、保健・疾病対策課、特別支援教育課、障がい者支援課、労働雇用課]

- 発達障がいサポート・マネージャー^{*}を各圏域に配置します。 [保健・疾病対策課]
- 発達障がい者支援センター^{*}において、療育相談、人材育成、普及啓発、ペアレント・メンター^{*}の養成等を行います。 [保健・疾病対策課]
- 障がい者総合支援センター^{*}において、福祉サービス利用や就労などの相談支援を行います。 [障がい者支援課]
- 保育士の発達障がい児への対応力向上のための研修を行います。
[保健・疾病対策課、こども・家庭課]
- 学校への出前研修、特別支援教育コーディネーター^{*}養成研修等、発達障がい支援に係る教職員への研修を実施します。 [特別支援教育課]

(2) 学校におけるインクルーシブな対応

- 発達障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍しつつ必要に応じて適切な支援が受けられる、通級指導教室^{*}を拡充します。また、高校における通級による指導を開始します。
[義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]
- 発達障がい等支援が必要な児童生徒の教育的なニーズに応じて、関係職員が連携し、学校全体がチームで支援していける体制づくりを推進し、「学校解決力」の向上を図ります。
[特別支援教育課]
- 互いに認め合える学級づくりやすべての子どもが力を発揮できる授業づくりを、どの学校、学級でも実践できるよう、「信州型ユニバーサルデザイン^{*} (学級経営や授業づくりを進める上での共通基盤となる内容)」をもとに、教員の研修を行います。
[教学指導課、特別支援教育課]
- 発達障がいのある子どもの才能や個性を見つけ、伸ばし、発揮できるようにする手法を、民間支援機関のノウハウも取り入れながら検討し、普及を図ります。 [次世代サポート課]
- 学校における発達障がいで対応の充実に関する県内大学 (信州大学、長野大学、松本大学、長野県立大学等) との連携を推進します。 [次世代サポート課、私学・高等教育課]
- 発達障がい等のある児童生徒に対して効果的な支援ができるよう、特別支援教育支援員の活用ハンドブック (仮) を作成します。 [特別支援教育課]
- 学校への出前研修、特別支援教育コーディネーター^{*}養成研修等、発達障がい支援に係る教職員への研修を実施します。 [特別支援教育課]
- 発達障がいのある子ども・若者の教育相談を実施する民間団体の取組を支援します。
[次世代サポート課]

(3) 一般就労等による自立と社会参加

- 発達障がい者支援対策協議会^{*}の体制を充実し、自立や就労に関する課題について検討します。 [保健・疾病対策課]
- 関係機関、地方公共団体、NPO等で構成する長野県子ども・若者サポートネット (子ども・若者支援地域協議会^{*}) において、困難を有する子ども・若者が、本人のニーズに応じた社会的自立に向けた支援を受けることができるよう支援します。 [次世代サポート課]

- 困難を有する子ども・若者を支援する団体を育成するとともに、専門的な自立支援を行う団体の活動を支援します。 [次世代サポート課]
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた個別相談、就業支援セミナー等により、若者の就業を支援します。 [労働雇用課]
- 障害者就業・生活支援センター*による就業支援及び生活支援を行います。 [障がい者支援課]
- OJT（職場実習）により障がい者の就労を促進します。 [障がい者支援課]
- それぞれの障がいの程度や特性に対応した、多様な障害福祉サービス（就労移行支援*、就労継続支援*、生活訓練*）を提供します。 [障がい者支援課]

(4) 社会におけるインクルーシブな対応

- 発達障がい者サポーター*養成講座の短縮版（45分版）の導入により、講座を受講しやすくし、周囲の理解の促進、発達障がい者サポーターの労働、警察、司法分野への普及を促します。 [保健・疾病対策課]
- 障がいの有無にかかわらず共に生きる社会のあり方などを理解し、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民と一緒につくっていく信州あいサポート運動を推進します。 [障がい者支援課]

発達支援を専門的に行う学びの場 「長野翔和学園」の取組

長野県では、発達障がいのある若者を支援するため、「発達支援を専門的に行う学びの場」を公募により誘致し、平成26年4月、特定非営利活動法人翔和学園(東京都)が、「長野翔和学園」を開設しました。

長野翔和学園の教育目的は「生きていく気力を育てる」ことです。発達障がいや社会生活上の困難をもつ若者たちの、それぞれの得意分野を伸ばす「ギフテッド教育」を行っています。教師をはじめ、多様な技能を持った専門家やボランティアの方々の協力を得ながら、手芸やパソコン技能、音楽や書道などに打ち込み、学園生活を送る中で対人関係も学んでいます。11月の文化祭や3月の卒業・終業発表会では、学園生活で一生懸命取り組んだ成果を、力強く発表しています。保護者の皆さんや応援して下さる地域の方々などに支えられながら、一人ひとりが輝くための力を蓄えています。



ギフテッドの音楽の時間



文化祭

多様な児童生徒が力を発揮できるための 通級指導教室の充実の取組

小・中学校において、通常の学級での授業におおむね参加でき、一部特別な支援を必要とする児童生徒に対して、特別な教育課程を編成して指導を行うことができます。これが通級による指導です。

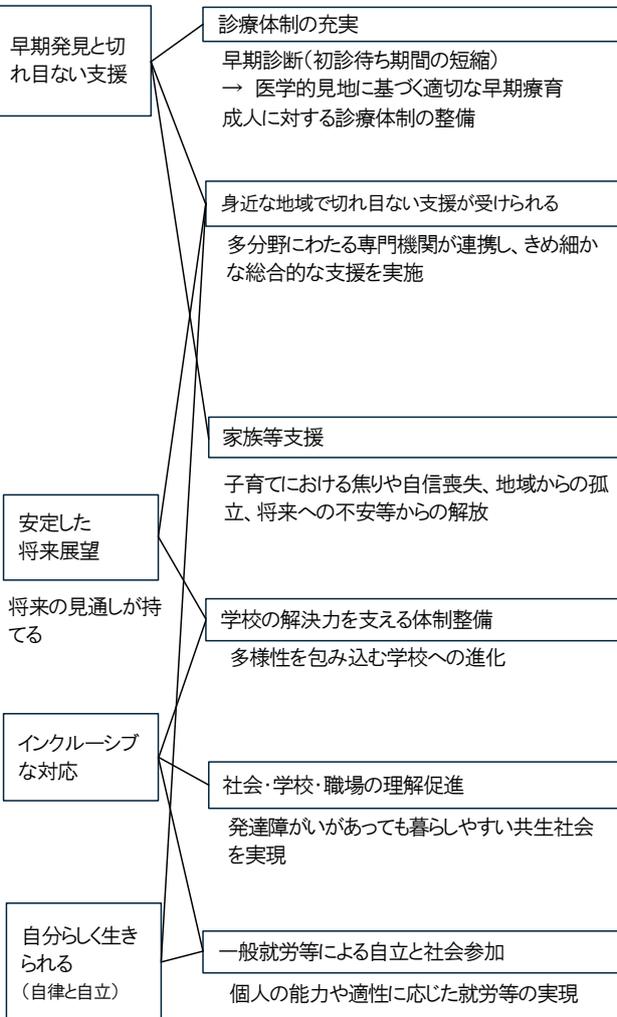
長野県では、平成 29 年度時点で、言語障がいを対象とした通級指導教室が 47 教室、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)、自閉症を対象とした通級指導教室が 39 教室設置されています。

通級指導教室では、話し方など言葉に関する学習や、友達とのかかわりやコミュニケーションに関する学習など、一人ひとりの障がいによる困難を改善・克服するための学習を行っています。

なお、平成 30 年度から、高等学校においても通級による指導が制度化されました。

個性を伸ばす発達障がい支援

特性として捉える※



※ 障がいから特性までスペクトラム(連続)に対応

エンパワーメントを基調に得意を伸ばし、不得意をケアする社会づくりを進める

「信州こどもサポート(仮称)」による支援
(早期把握、支援機関へのつなぎ等)

- 乳幼児健診におけるアセスメントツールの導入促進
- 専門医等の人材育成
 - ・ 一定の課程を履修し、診断や療育の助言等ができる診療医(小児科医等)の育成
 - ・ 困難事例の診断等ができる専門医(小児科医・精神科医)の育成

早期発見

早期診断

早期療育

- 発達障がいサポート・マネージャーの10圏域配置
多分野の支援者に対する総合的な助言や支援のコーディネートを行い身近な地域における切れ目ない支援を実現
- 療育コーディネーターの配置
市町村における発達障がい者支援の実施状況調査、圏域の関係者の資質向上のための検討会や研修会の開催
- 情報共有ツールの普及
ツールの活用により、適切な支援方法が引き継がれ、一貫した支援や配慮を実現
- ペアレント・メンターの養成
同じ立場で悩みを共感し、子育てで経験を話したり、支援機関や子育てに役立つ情報等を紹介

情報共有

- 発達障がい支援をリードする教員の配置
- 授業のユニバーサルデザイン化の推進
授業に対し様々な困難を感じている児童生徒をはじめ、誰にとっても分かりやすく、安心して学べる環境の整備
- 通級指導教室の増設
- 子どもの才能や個性を見つけ、伸ばし、発揮できるようにする手法の普及

教育

- 発達障がい者サポーターの養成
発達障がいの基礎知識を持ち、発達障がい児・者やその家族を見守る。
- 発達障がいの特性を踏まえた働きやすい職場環境づくりの促進

就労等

- 雇用・職場定着の支援
ハローワーク、ジョブカフェ信州、女性・障がい者等就業支援デスク、障害者就業・生活支援センター等が連携・支援
- 福祉的就労等
障害福祉サービス
(就労移行支援、就労継続支援、生活訓練等)

部局横断
支援

長野県発達障がい者支援対策協議会の
体制を強化(平成30年度～)
……… 民間との協働

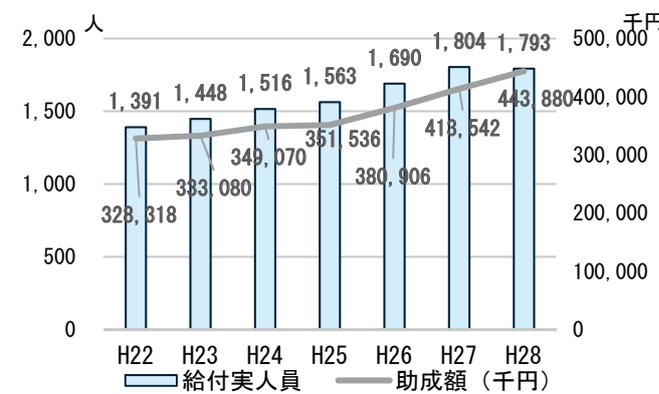
6 医療的な配慮を必要とする子どもの支援

＜現状と課題＞

* 巻末データ参照

- 小児慢性特定疾病*医療費助成の給付実人員及び医療費助成額は増加傾向にあります。
*
- 「新生児聴覚検査事業」及び「先天性代謝異常等検査*事業」により、先天性難聴及び先天性代謝異常等の早期発見・早期治療の体制は整備されつつありますが、診断された子ども及びその保護者等への継続的な支援体制が課題となっています。*
- 医療の進歩等を背景に、NICU（新生児集中治療室）*等に長期間入院した後、引き続き医療的ケアを必要とする障がい児が増加しています。
- 障がい者手帳を所持していない子どもでも、糖尿病児のインスリン注射など医療的ケアを必要とする場合があり、どのような実態やニーズがあるのか把握する必要があります。
- 人工呼吸器を設置したり、たんの吸引や経管栄養*等が必要な医療的ケア児について、福祉と医療・教育などとの連携による支援、日常生活や就学・進学等のフォローアップ体制の充実が課題です。
- 患者家族会からは、保育所、学校による対応の格差等の教育機関の理解不足が課題として挙げられています。

小児慢性特定疾病医療費助成の推移（長野県）



〔保健・疾病対策課調〕

小児慢性特定疾病、疾患群別の患者割合（長野県）

疾患群	疾患の例	割合
内分泌疾患	甲状腺機能低下症、下垂体機能低下症など	24%
慢性心疾患	心室中隔欠損症、川崎病性冠動脈瘤など	20%
悪性新生物	白血病、骨髄異形成症候群、リンパ腫など	12%
神経・筋疾患	脳形成障害、筋ジストロフィーなど	9%

〔H28 保健・疾病対策課調〕

＜施策推進の基本方針＞

- 新生児の先天性疾病及び障がい等の早期発見・早期治療・支援のため、関係機関における連携体制の整備を推進します。
- 小児慢性特定疾病*は長期の治療が必要となることから、患者と家族の経済的負担及び精神的負担の軽減を図り、児童が伸びやかに育つための支援を行います。
- 医療的ケア児の実態や支援のニーズを把握し、保育・教育現場等での理解を広げるとともに、支援体制を整備します。

<施策の展開>

- 新生児の先天性難聴及び先天性代謝異常等の早期発見・早期治療・支援のため、「難聴児支援センター事業」及び「先天性代謝異常等検査^{*}事業」を中心に、保健・医療・福祉・教育等の関係機関における連携体制の整備を推進します。 [保健・疾病対策課]
- 小児慢性特定疾病^{*}等に対する医療費助成及び小児慢性特定疾病等自立支援員による療育支援を行います。 [保健・疾病対策課]
- 医療的ケア児の支援に向け、保健、福祉、医療、保育、教育等の地域連携を強化するとともに、実効性のある支援体制を構築します。 [障がい者支援課]
- 医療的ケア児が安全に、安心して学校生活を送れるよう、特別支援学校に看護師を配置するとともに、職員等を対象とした医療的ケアを安全に実施するための基礎研修、現場演習、実地研修を実施します。 [特別支援教育課]
- 保育所等の利用を希望する医療的ケア児の受入体制の整備を進めるため、市町村における保育所等への看護師の配置や保育士の研修受講等を支援します。 [こども・家庭課]

ライフステージで使える子育て支援のしくみチェックシートの作成 飯田下伊那地域における未熟児等支援検討会の取組 ～

「重症心身障がいのある子どもが退院して在宅になると、情報が入らず孤立しがち。福祉制度や必要なサービスにつながるためのチェックシートがあれば！」という家族の相談を受けた病院の看護師さんが、地域の支援者らと一緒にその子どもさんのお家に集まって話し合い、チェックシートの作成に取り掛かりました。

地域の支援者が「未熟児等支援検討会(以下「検討会」という。)」のメンバーだったことから、検討会の中でワーキンググループを立ち上げチェックシート作成のための検討を進めていくことにしました。



このようにして平成29年度に作成されたチェックシートは、重症心身障がい児のライフステージに応じて必要になるであろう保健福祉サービスや子育て支援の制度が掲載されており、病院を退院する時のカンファレンスで使うことになっています。

7 子どもを性被害から守る

<現状と課題>

- 子どもの性被害関連犯罪は平成 22 年以降、年間 60 件を上回っています。子どもの性被害防止に向け、行政、学校、県民、関係機関等が一体となった施策を推進する必要があります。^{p29}
- インターネットを介し、子どもが性被害に巻き込まれる事案は急増しています。子どもが性被害に巻き込まれる原因となっているインターネットやスマートフォンについて、適正利用のための有効な取組手法を確立する必要があります。^{p30}

子どもの性被害関連犯罪の検挙人員 (長野県) 単位：人					コミュニティサイトに起因する被害児童数 (長野県) 単位：人				
H25	H26	H27	H28	H29	H24	H25	H26	H27	H28
94	80	62	64	64	5	9	35	27	24
〔長野県警調〕					〔長野県警調〕				

<施策推進の基本方針>

- 子どもを性被害から守るため、「長野県子どもを性被害から守るための条例」に基づき、県、県民、学校等が相互に連携・協力した取組を総合的に推進します。
- 子どもの性被害の契機となるインターネットの適正利用を社会全体で推進します。
- インターネットの適正利用について、子どもが自ら考え、自ら行動する取組を推進するとともに、保護者などの大人の認識を高めます。

<施策の展開>

(1) 子どもを性被害から守るための予防、性被害に遭った子どもへの支援に向けた取組

(人権教育・性教育の充実)

- ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研修会などの開催や、性被害防止指導啓発リーフレットの配布、指導等により、すべての中学校、高校等が各学校の実情に合わせて、性被害防止のための人権教育や情報モラルに関する指導が行えるよう、教職員の指導力の向上を図ります。〔心の支援課〕
- 性に関する専門研修会等の開催により、全ての教職員が性に関する問題に関心を持ち、性に関して悩みを抱える児童生徒へ対応できるよう指導力の向上を図ります。〔保健厚生課〕
- 保護者や地域住民等が、自主的に開催する性教育や人権教育、情報モラル等の研修に対し助成することにより、子どもの性被害予防について学ぶ機会を提供し、子どもの性被害予防のための取組を支援します。〔次世代サポート課〕
- 子どもの相談場所や居場所となる「ひまわりっ子保健室」*の取組や「信州こどもカフェ」*などの子どもの居場所に訪問して相談を受ける「移動ひまわりっ子保健室」*の取組を促進し、地域・家庭における性教育の取組を支援します。〔次世代サポート課〕

(青少年健全育成県民運動の活性化)

- 信州あいさつ運動*、街頭補導や声かけ活動、子どもの居場所づくりへの参加など、地域

で青少年を見守り、育てるボランティアである青少年サポーター^{*}を育成します。
[次世代サポート課]

- 県民総ぐるみの青少年健全育成運動の推進母体である長野県将来世代応援県民会議^{*}の取組を支援し、関係機関、関係団体との連携のもと、青少年健全育成の県民運動を推進します。
[次世代サポート課]
- 関係団体と連携し、地域での巡回活動や啓発活動を行い、青少年の健全育成に向けてより良い社会環境づくりを推進し、青少年を地域社会から育む取組を推進します。
[次世代サポート課]

(相談体制や性被害を受けた子どもを支える仕組み)

- 電話相談を24時間365日受け付ける性暴力被害者支援センター(りんどうハートながの)^{*}を設置し、性暴力被害者の心身の負担軽減、健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止します。 [人権・男女共同参画課]
- 心の専門家であるスクールカウンセラー^{*}が児童生徒の相談支援を実施するとともに、社会福祉等の専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカー^{*}が、児童生徒を取り巻く環境等の課題に対応します。 [心の支援課]
- 子ども支援センター^{*}において、子どもに関する様々な相談に対応します。
[こども・家庭課]
- 深刻化する子どもに係る様々な問題に的確に対応するため、児童相談所の相談体制・専門機能の充実・強化を図るとともに、市町村において要保護児童等に関する情報の交換や支援内容を協議する「要保護児童対策地域協議会」^{*}の機能強化を支援することにより、相談支援体制の整備を進めます。 [こども・家庭課]
- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるまでの間、被害の状況、原因、被害者等が置かれた個々の状況等に応じた適切かつ途切れることのない支援を確保するため、関係機関等と連携し、犯罪被害者に対する支援、人権の保護対策を組織的に推進します。
[警察本部]
- 電話を通じて子どもの悩み等を受け止めるチャイルドライン^{*}を運営する団体を支援します。 [次世代サポート課]
- SNS^{*}活用(LINE等)により、悩んでいる子どもや家庭が孤立することなく相談することができる仕組みを検討します。 [心の支援課]
- 子どもから相談を受けた養護教諭が、専門医からの指導・助言を受けられる体制を整備します。 [保健厚生課]

(2) 子どもが性被害に巻き込まれないためのインターネットの適正利用の推進

- 官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会^{*}による研修会、フォーラム、事例研究などを通じ、青少年のインターネットの適正利用を全県的に推進します。 [次世代サポート課]
- 保護者や地域住民等が、自主的に開催する性教育や人権教育、情報モラル等の研修に対し助成することにより、子どもの性被害防止について学ぶ機会を提供します。
[次世代サポート課]
- 情報モラルの専門家等を「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」として高校、中学校等へ派遣し、インターネット及びスマートフォンの適正利用を指導します。 [心の支援課]
- 高校生が中学生に対してネットの適正利用を指導する中高生主体の取組「高校生スマホキャラバン」の取組、スクールサポーター^{*}による情報モラル教育の充実、サイバー補導の強化・サイバーパトロール^{*}で不適切な書き込みをしている少年に対する直接指導等を実施し

ます。 [警察本部少年課]

- 高校生のインターネット利用に伴う様々な問題が急増しているため、高校生が自ら考え、他者の意見を聞き、議論して意見をまとめ、自主的なインターネット利用のルールづくりを行う「高校生ICT*カンファレンス長野大会」を開催します。 [心の支援課]
- PTA指導者研修や生涯学習推進センター*研修において、情報モラルの理解促進など、子どもの性被害防止について学ぶ機会を提供します。 [文化財・生涯学習課]

子どもを性被害から守るために ～子どもの性被害予防のための研修～

長野県は平成28年7月に「長野県子どもを性被害から守るための条例」を制定しました。

条例の基本理念では、県、市町村、保護者、学校、県民等が県民運動として主体的かつ自主的に子どもを性被害から守るために取り組むこととされています。これを受け、県は長野県将来世代応援県民会議*と連携し、県民の皆様が自主的に開催する子どもの性被害予防のための研修会等に一定額の助成を行う「子どもの性被害予防のための取組支援事業」を平成28年度から実施しています。

本事業の対象となる主な研修内容は、①性教育に関する研修、②子どもを性被害から守るための人権教育研修、③情報モラル(インターネット、SNS*の適正利用)に関する研修となっていますが、これまで延べ115回、約6,600人(H30.2末現在)の県民の皆様の本事業を活用した研修会に参加いただきました。



8 ニート・ひきこもりの支援

<現状と課題>

* 巻末データ参照

- 若者のニート*は5年で3割増えています。また、ひきこもりの若者は減少しているものの、依然として存在しています。増加しているニートと、減少しているが依然として存在するひきこもり状態の子ども・若者の、個々の状況にあわせた支援の充実が必要です。
- 複雑・多様な背景によりニート*・ひきこもり状態である子ども・若者への重層的な支援の充実が必要です。*
- 不登校児童生徒の在籍比は平成25年度より増加傾向にあります。また、減少してはいますが、依然高等学校中途退学者が存在します。p37、*
- 不登校のまま中学を卒業して家居状態の子どもや中途退学した生徒が支援機関へつながりやすい体制の構築が必要です。
- 県教育委員会の実態調査から、発達に特性を持つ子どもは各年代に一定数存在しています。これらの子どもが適切な支援を受けられなかったことにより将来的にニート*やひきこもりになることを防ぐために、ライフステージごとに切れ目のない支援を行うことが必要です。p38
また、発達障がいに対する周囲の理解が進み、一人ひとりのニーズに応じた支援が早期に受けられることが必要です。
- 学校段階が上がるにつれて自己肯定感が低下しています。将来的なニート*・ひきこもりを防ぐため、幼児期や学齢期からの自己形成支援の充実が必要です。p12
- 新規大卒就職者の3割近くが3年以内に離職しています（長野労働局調）。若者の就職促進や離職防止を図るために職業観形成支援等の充実が必要です。p25

ニートの数（15～34歳）				ひきこもりの数（15～39歳）			
			単位：人				単位：人
	H22	H27	増減率		H21	H27	増減率
全国	309,355	400,138	29.3%	全国	696,000	541,000	△22.3%
長野県	4,859	6,374	30.2%	長野県	10,700	7,900	△26.2%

【国勢調査（総務省）】

【若者の生活に関する調査（内閣府）、若者の意識に関する調査（内閣府）】 ※県の数値は同調査から推計

<施策推進の基本方針>

（現在ニート・ひきこもり状態にある子ども・若者の支援）

- 複雑な困難を抱える子ども・若者や、自ら相談に出向くことが難しい子ども・若者が、年齢階層で途切れることがなく、それぞれが置かれた状況にあわせて総合的・体系的・継続的にきめ細やかな支援が受けられるようにするため、重層的なネットワークの構築やアウトリーチ*支援の充実を図る必要があります。それに当っては、独自のノウハウを有する民間支援団体と行政の専門機関との積極的な連携による官民協働を重視します。
- ひきこもり相談担当者への研修や連携強化、フリーター*等の若者が就職・職業定着に至るまでのきめ細やかなサポート、困窮状態に陥っている若者への生活支援・就労支援等を通

して、個々の若者が抱える困難な状況に応じた専門的な支援を展開します。

(ニート・ひきこもりにならないための支援)

- 不登校児童・生徒が、学校を卒業または退学して所属が無くなってしまった場合であっても、適切な支援機関とつながっておくことでひきこもりになることを未然に防ぐことができる体制を整備します。
- 発達障がいに対する適切な支援を受けられなかったことよりニート*やひきこもりになってしまうことを防ぐために、乳幼児期、学童期、思春期、青年・成人期といったライフステージごとに発達の特性に気づくことや、それぞれのニーズに合った切れ目のない支援を行います。
- 社会的に自立した個人として健やかに成長できるようにするため、幼児期からの多様な体験活動等を通して、自尊感情や自己肯定感を育みながら自己が確立できる環境を整えます。
- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもが、大人と信頼関係を築きながら、自己肯定感や社会性を育み自立していく力を養うよう学習支援等を行う環境を整えます。
- 若者の就職促進や離職防止を図るために、キャリア教育*・職場体験等の内容充実、職業観の醸成、自己理解やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ニート*・ひきこもりになってしまう理由は個人によって様々であることから、ライフステージごとに早期に支援の必要性を把握し、早期に支援に繋げることができる体制を整備します。

<施策の展開>

(1) 現在ニート・ひきこもり状態にある子ども・若者の支援

(複雑性を踏まえた重層的な支援)

- 支援機関同士が効果的に連携しながら複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、子ども・若者支援地域協議会*を運営します。 [次世代サポート課]
- 社会生活を営む上で、困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体に助成し、社会的自立を支援します。また、アウトリーチ*等の有効な支援を提供できる団体や支援者を育成します。 [次世代サポート課]

(個々の状況に応じた支援)

- ひきこもり支援センター*において、当事者・家族等への相談対応、相談担当者・支援関係者への研修、保健福祉事務所や市町村等への技術的支援、ひきこもりサポーターの養成等を行います。 [保健・疾病対策課]
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた個別相談、就業支援セミナー等により、若者の就業を支援します。 [労働雇用課]
- 市と連携して生活就労支援センター(まいさぼ)*を全県に設置し、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。 [地域福祉課]
- 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。 [地域福祉課]

(2) ニート・ひきこもりにならないための支援

(不登校、高校中退生徒等への対応)

- 支援機関同士が効果的に連携しながら複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、子ども・若者支援地域協議会*を運営します。 [次世代サポート課]
- 「信州子どもサポート (仮称)」の体制づくりを進め、高校卒業時に進路未決定の生徒や中退する生徒等に関する情報を関係機関が共有し、社会的自立に必要な支援を行います。 [次世代サポート課、地域福祉課、労働雇用課、心の支援課]

(発達障がい)

- 発達障がいのある子ども・若者が、全てのライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援を受けられる体制づくりを推進します。 [保健・疾病対策課]
- 発達障がいに対する適切な支援が行われるよう、発達障がい者支援センター*において、療育相談、人材育成、普及啓発、ペアレント・メンター*の養成等を行います。 [保健・疾病対策課]

(自己形成のための支援)

- 自然保育を通して、五感豊かに自己肯定感等を育むことができる環境を整備します。 [次世代サポート課]
- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、市町村や市町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。 [地域福祉課]
- 動物愛護センターによる動物介在活動を通じての自己肯定感の醸成という新たな視点からのアプローチに取り組みます。 [食品・生活衛生課]

(職業的自立・就労支援)

- 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促します。 [教学指導課]
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた個別相談、就業支援セミナー等により、若者の就業を支援します。 [労働雇用課]

(早期発見・早期支援)

- 「信州子どもサポート (仮称)」の体制づくりを通じて、保育士、教員、保健師、医療従事者、民生・児童委員、子育て支援団体等が、地域の見守り人材としての役割を発揮し、ニート*・ひきこもりになるリスクの高い子どもに対する早期支援を図ります。 [次世代サポート課、こども・家庭課、心の支援課、保健・疾病対策課、地域福祉課、文化財・生涯学習課]

関係機関の専門性を生かし、発達段階に応じた支援を行うネットワーク
～ 長野県子ども・若者サポートネット ～

ニート※やひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためには、単一の機関、支援団体のみでは難しいことが多く、多様な機関等がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かして支援を行う必要があります。

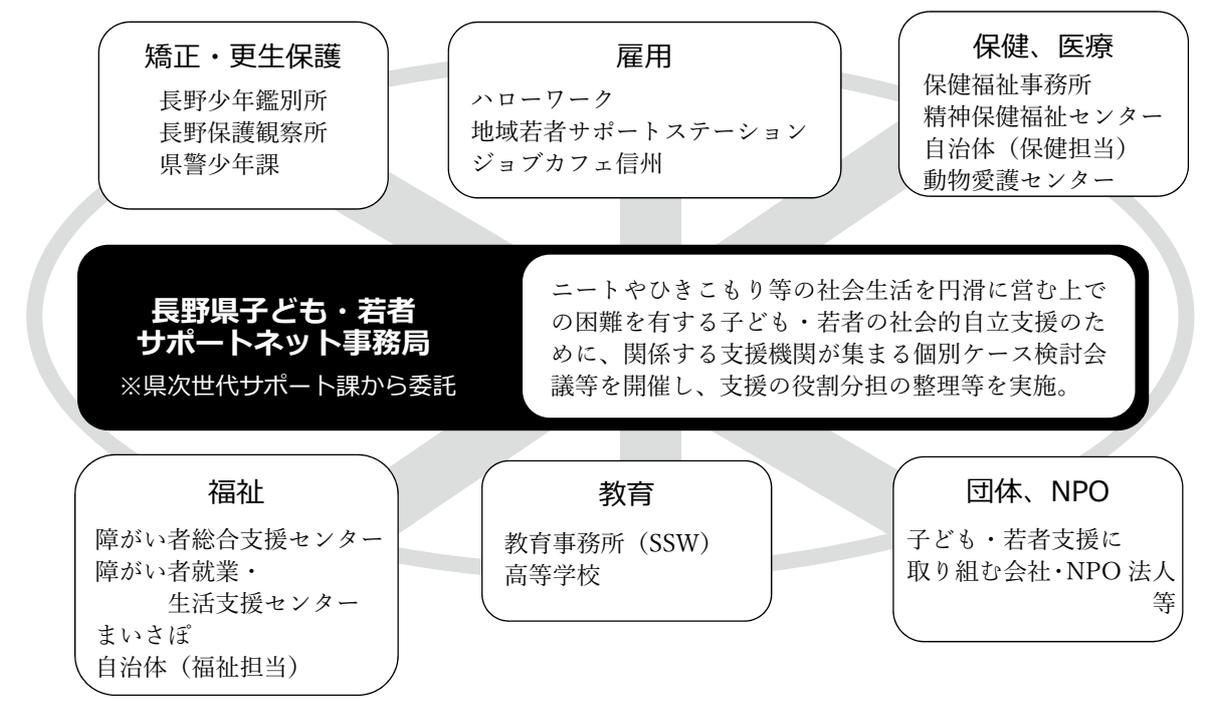
そこで、長野県では子ども・若者育成支援推進法第19条に基づく子ども・若者支援地域協議会※を「長野県子ども・若者サポートネット」と称し、県内4地域ごとに設置しています。

従来は、同一の人にそれぞれの支援機関が個別に支援をしており、支援される人や支援機関が孤立してしまうことがありました。

長野県子ども・若者サポートネットでは、各地域で先進的な子ども・若者支援ノウハウを持つ民間団体が事務局を務め、個別ケース検討会の開催等を通して、支援機関同士の連携を深めています。

平成24年度にモデル事業として東信地域に設置したのを皮切りに、平成28年度までに延べ200人を超える方の支援を行い、うち支援を終了した(就労、進学等した)方は約100人に上ります。

<長野県子ども・若者サポートネットのイメージ>



様々な困難を抱える子ども・若者を支援する民間の取組
～ 特定非営利活動法人 Gland・Riche（グランド・リッシュ） ～

特定非営利活動法人 Gland・Riche(安曇野市)では、様々なパーソナリティを持つ人や物を繋ぎ、強みと強みを足して更なる強み(楽しみ)にしていく事業を展開しています。

(主な活動内容)

- ・ 複雑な要因によりひきこもり状態にある子ども・若者に対する訪問相談(アウトリーチ※)を行い、障がいのあるなしにかかわらず、本人やその家族に寄り添って、社会との関係を構築します。

- ・ 対人関係等に悩みを抱えて社会に踏み出せない方等が安心して通うことができる居場所を運営し、人と関わることで本人の社会的自立を支援します。
- ・ あづみの FM にて毎月第1土曜日の夕方5時から 30 分間『ひきこもりラジオ』を放送し、困難を抱える子ども・若者の心の拠りどころとしての役割を担い、併せて、様々な支援を行っている行政、団体、個人などの社会資源とつなげます。
- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく就労継続支援^{※B}型事業所として、障がいを持つ方の社会的自立を支援します。
- ・ 他にも、計画相談事業所やグループホームの運営を通して、多角的に子ども・若者支援を実施します。

■法人ホームページ <http://gland-riche.com/>



利用者の皆さんとわさび畑の整備



ひきこもりラジオ収録の様子

9 自殺対策

＜現状と課題＞

* 巻末データ参照

- 県における平成 24 年から 28 年（合計）の 15 歳から 39 歳の死因の第 1 位は自殺です。
- 県における平成 21 年から 28 年までの自殺死亡率は全体としては低下傾向にあるものの、年代別では、20 歳未満は増加しており、また、全国的にみて県の 20 歳未満の自殺死亡率が高い状況です。子ども・若者、特に 20 歳未満の自殺防止が必要です。
- 県における 39 歳未満の自殺者数が全体に占める割合は約 25%（20 歳未満は約 3%）です。
- 全国における自殺の原因は、20 歳未満は学校の問題、20～30 歳代は健康の問題が多い状況です。様々な困難を抱えた子ども・若者への支援を推進する必要があります。*
- 自己肯定感が中学校から高校にかけて下がっています。児童生徒の自己肯定感や自己有用感の醸成とともに、心の健康の保持や SOS の出し方に関する教育の推進が必要です。また、児童生徒の心の状況把握の充実を図る必要があります。

自殺死亡率（人口 10 万対）（長野県）			子どもの自己肯定感等（長野県）			単位：%
	H21	H28		小 5	中 2	16・17 歳
20 歳未満	2.3	3.0	自分のことが好きだ	62.1	52.2	46.6
〔自殺者数：人口動態統計 （厚生労働省）〕			自分は家族に大事にされていると思う	91.0	89.9	91.4
〔人口：人口推計（総務省）〕			孤独を感じる	12.8	17.9	29.4
〔H29 長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査（長野県）〕						
※ 「とても思う」「思う」の計						

＜施策推進の基本方針＞

- 学生や社会人として社会を牽引し将来の長野県を担う世代が、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。
- 様々な要因・背景が複合的に連鎖し自殺に追い込まれることから、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野が連携し、包括的に取り組みます。
- 自己肯定感・自己有用感の醸成を意識した取組を推進する必要があります。
- 「SOS の出し方に関する教育」（命や暮らしの危機に直面したときに誰にどう助けを求めればいいのかを学ぶための教育）を学校において推進するとともに、教職員が SOS に気づく感度を高めるための普及啓発を行います。
- 心の健康や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を図り、早期の気づき・相談・受診に結び付けます。
- 自己肯定感の低い若者や生きづらさを抱えた若者の孤立を防ぎ支援に繋ぐ居場所づくりを推進します。
- 定期的にアンケートや面接の機会を設け、子どもの抱える不安や悩みを早期に発見する取組を効果的に進める必要があります。

- スクールカウンセラー*等が子どもの不安や悩みに寄り添う取組を充実させる必要があります。
- 相談窓口の効果的な周知に取り組むとともに、必要な支援機関に確実につなぐ必要があります。
- 若者の特性に応じた支援策に取り組む必要があります。
- 現に起こりつつある自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させない対策が必要です。
- 不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に児童生徒に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないようにするとともに、背景や要因等の状況把握や分析を実施し、自殺対策に反映します。

<施策の展開>

- 第3次長野県自殺対策推進計画（2018年度（平成30年度）～2022年度）において、関係部局、市町村、民間団体等と連携し、SOSの出し方に関する教育を中心とした未成年者の自殺対策の強化を重点施策の一つとして取り組みます。また、「子どもの自殺対策プロジェクトチーム（仮称）」を設置し、特に自殺の実態が深刻である未成年者の対策について検討を行います。〔保健・疾病対策課〕

（1）事前対応

- 動物愛護センターによる動物介在活動を通じて、児童生徒の居場所を提供するとともに、自己肯定感の醸成という新たな視点からのアプローチに取り組みます。
〔食品・生活衛生課〕
- 外部専門家活用による「SOSの出し方に関する教育」など、命の大切さの理解促進とストレスマネジメントを推進します。〔保健・疾病対策課、心の支援課〕
- 児童生徒の気持ちを受け止められる教員の資質向上を図るため、全県の中・高等学校の教員を対象にした自殺予防に関する研修会を充実します。〔心の支援課〕
- ソーシャルスキルトレーニング*等による児童生徒の生きる力の向上を図ります。
〔心の支援課〕
- 精神疾患を経験した当事者講師を高校に派遣し、体験を通じた講演等により、心の健康や精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図ります。〔保健・疾病対策課〕
- 精神疾患による自殺ハイリスク者対策の充実を図るため、依存症相談員を配置し、相談支援の実施、適切な回復支援につなぐための医療機関、行政、自助グループ等の関係機関との連携を強化します。〔保健・疾病対策課〕
- 社会的な取組として自殺対策を推進するため、対面・電話相談、ゲートキーパー等の人材養成、啓発グッズ等による普及啓発、かかりつけ医と精神科医の医療連携構築、市町村・民間団体支援などを行います。〔保健・疾病対策課〕
- 子どもの孤立を防ぎ自己肯定感を醸成するため、「信州こどもカフェ」*等の子どもの居場所づくりを推進します。〔こども・家庭課〕
- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、市町村や市町村教育委員会・学校

と連携して家庭訪問による学習支援を行います。 [地域福祉課]

- 児童生徒に対する定期的なアンケート・面接により、心に課題を抱える児童生徒の早期把握・早期ケアを行います。 [心の支援課]
- スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の拡充により、児童生徒の悩みや不安の軽減を図ります。 [心の支援課]
- 学校生活相談センター*、子ども支援センター*、精神保健福祉センター、保健福祉事務所、児童相談所などの相談窓口における傾聴・支援を行うとともに、SNS*等を利用した情報発信等に取り組みます。 [心の支援課、こども・家庭課、保健・疾病対策課]

(2) 危機対応

- 関係機関や保護者等と連携した児童生徒の適切な支援と見守りを行います。
[心の支援課]
- 自殺の危険性の高い人が適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう、関係機関の連携を推進します。 [保健・疾病対策課]
- 自殺未遂者に対する心のケアの実施等により、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎます。
[保健・疾病対策課]

(3) 事後対応

- スクールカウンセラー*が、自殺や自殺未遂が起こった後の関係児童生徒の心のケアを行います。 [心の支援課]
- 自殺未遂、自殺した児童生徒の背景や要因等を精神保健福祉センターと連携して分析し、自殺対策に活かします。 [心の支援課]

10 予期せぬ妊娠への支援

<現状と課題>

* 巻末データ参照

- 若者等が予期せぬ妊娠をしたとき、相談できないまま一人で悩み、母体と子どもの命が危険にさらされるおそれがあります。
- 予期せぬ妊娠により生まれたと思われる子どもが、毎年乳児院に入所措置されている状況が見られます。
- 20歳未満の人工妊娠中絶実施数は減少傾向にあり、平成28年における14歳以下の出産は2人となっています。*
- 性に関する悩みや不安などを抱えた若者等による思春期クリニック相談件数が増えています。
- 予期せぬ妊娠をした若者が産む決断をした場合、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者である若者を支援すること、家庭での養育が困難な場合は里親委託、特別養子縁組[※]等による家庭と同様の環境での養育が求められています。

予期せぬ妊娠により生まれた子どもが乳児院に入所措置されている状況（長野県）				20歳未満の人工妊娠中絶件数（長野県）		
	単位：人、件					
	H26	H27	H28	H17	H22	H27
乳児院新規入所措置人数（全数）	30	27	19	584件	324件	250件
上記のうち、記録から明らかに「予期せぬ妊娠による」と判別できるものの件数	12	7	2	〔保健・疾病対策課調〕		
	〔こども・家庭課調〕			思春期クリニック相談件数（長野県）		
				H26	H27	H28
				220件	273件	293件
				〔保健・疾病対策課調〕		

<施策推進の基本方針>

- 若者等が妊娠・出産等に関する悩みを一人で抱え込まず相談できるよう支援します。
- 若者が妊娠・出産等について正しく理解し、将来のライフデザインを考えて適切な行動がとれるよう支援します。
- 官民協働による新生児・乳幼児里親委託[※]等を進め、予期せぬ妊娠で生まれた子どもが家庭的環境の中で健やかに成長できるよう支援します。

<施策の展開>

- 妊娠・出産等に関する悩みに対応する「妊娠～子育てSOS信州[※]（電話相談）」による相談支援を行います。〔保健・疾病対策課〕
- 子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者に対する養育支援、生活支援等を行います。

家庭での養育が困難な場合は「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、特別養子縁組^{*}を含めた新生児・乳幼児里親委託^{*}を推進するとともに、長野県家庭的養護推進計画の見直しを行います。また、乳児院等の多機能化を図り、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や妊婦健診を受けずに出産に至った産婦等を対象に、出産に関する相談や子育て支援、自立支援等を行います。〔こども・家庭課〕

- 妊娠・出産等に関わる健康教育（ライフデザインセミナー・思春期セミナー等）を行います。〔保健・疾病対策課〕
- 思春期に関する悩みを抱える者に対して「思春期ピアカウンセラー^{*}育成事業」等による相談支援を行います。〔保健・疾病対策課〕
- 養護教諭研修会等を活用し、児童・生徒から相談を受ける機会が多い養護教諭等の指導力の向上を図ります。〔保健厚生課〕
- 子どもから相談を受けた養護教諭が、専門医からの指導・助言を受けられる体制を整備します。〔保健厚生課〕

第2節 学びたいことを学べる支援

<現状と課題>

* 巻末データ参照

(家庭の経済状況による学びの格差)

- 子どもに受けさせたい教育段階の理想と現実の違いについて、生活困窮家庭ほど、経済的理由を挙げる割合が高い状況にあります。その結果、生活保護世帯の子どもや施設入所児童の大学等への進学率が低く、生活保護世帯の子どもは、高校進学率も低い状況にあります。家庭環境に左右されず、すべての子どもに学びの機会が保障され、経済的な理由により就学を断念することのないよう教育の支援を充実する必要があります。*
- 貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身に付けるとともに、様々な学習機会を提供する必要があります。また、学業不振等により高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援する必要があります。*
- 国による保育・幼児教育の無償化や高等教育等の修学支援充実の動きと相まって、子ども・若者に対する支援を進めることにより、施策の効果を高めることができます。

(不登校児童生徒の学びの支援)

- 県内小中学校の不登校児童生徒在籍比は増加傾向にあります。p37
- 「教育機会確保法」※の理念に基づいた新たな行動指針の策定と施策の展開を図る必要があります。
- 中間教室（教育支援センター）※における学習支援の体制整備や民間施設との綿密な情報連携を図る必要があります。

(障がいのある子どもの学びの支援)

- 特別支援学校（知的障がい）では、在籍者数が多い状態で推移しています。また、小・中学校では特別支援学級在籍者が増加しています。*
- 障がいの状態が、特別支援学校の対象となる程度と判断された子のうち、およそ5人に1人が総合的な判断として小・中学校で学んでいます。*
- 子どもが、身近な地域で適切かつ専門性の高い教育を受けられる環境を整備する必要があります。

(発達障がいのある子どもの学びの支援)

- 小・中・義務教育学校、高等学校における発達障がいの診断等のある児童生徒は、年々増加しています。また、ほぼすべての高等学校に発達障がいによる特別な支援を要する生徒が在籍しています。p38、*
- 通常の学級から特別支援学級に移る率が全国に比して高く、学年を追うごとに差が開いています。*
- 私立学校においても、発達障がいによる支援を要する児童生徒が在籍しています。
- すべての教職員の発達障がいに対する理解と支援力の向上、チーム学校としての対応、学校と関係機関との連携が必要です。

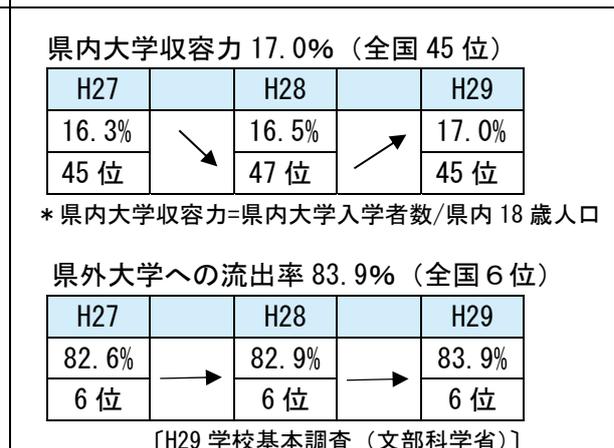
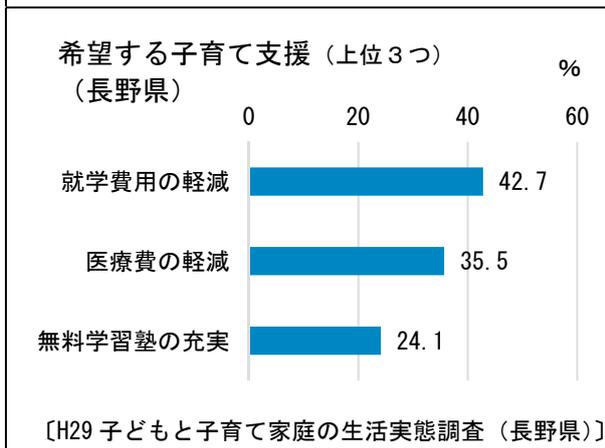
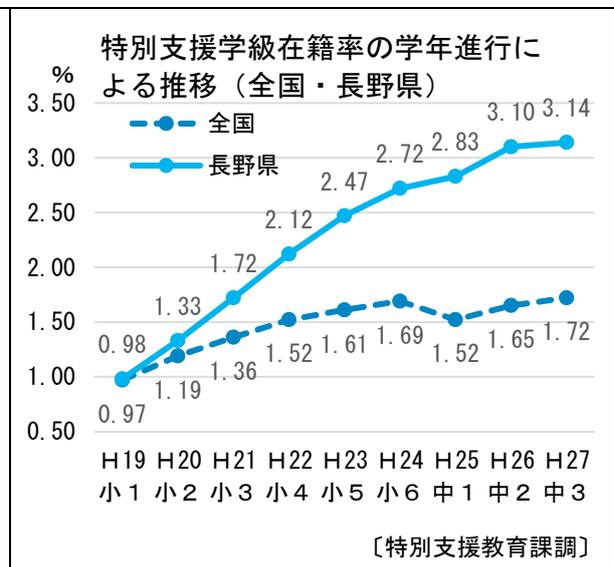
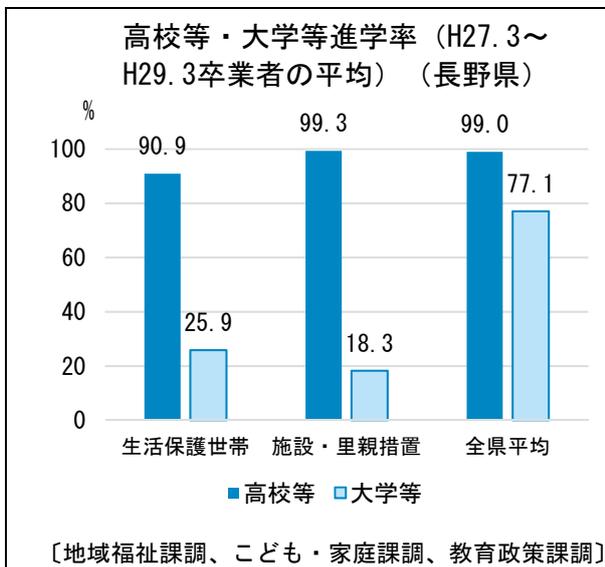
(医療的な配慮を必要とする子どもの学びの支援)

- 人工呼吸器を設置したり、たんの吸引や経管栄養※等が必要な医療的ケア児について、

福祉と医療・教育などとの連携による支援、日常生活や就学・進学等のフォローアップ体制の充実が課題です。

(高等教育機関での修学)

- 高等教育にかかる教育費負担が大きいため、経済的な理由で、大学等への進学を諦める子ども・若者がいます。*、p69
- 34歳以下の2人に1人が、貸与型奨学金を利用していますが、返済の負担が大きい状況です。*
- 国による高等教育の修学支援充実の動きと相まって、高等教育機関で学びたいと考える子ども・若者に対する支援を進めることにより、施策の効果を高めることができます。
- 県内大学収容力が低いため、県外大学へ進学する学生が多くいます。



<施策推進の基本方針>

(貧困の連鎖を断ち切るための学びの支援)

- 経済的な理由で、十分な学習機会が与えられていない家庭があります。家庭環境に左右されず、すべての子どもに学びの機会が保障され、経済的な理由により就学を断念することのないよう教育費の支援を充実します。

- 貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身に付けられるよう、様々な学習機会を提供します。
- 学業不振等により高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援します。

（不登校児童生徒の支援）

- 「教育機会確保法」*の理念及び県の新たな行動指針に基づく、不登校未然防止及び不登校児童生徒への支援を推進します。

（障がいのある子どもの学びの支援）

- 障がいのある子どももいない子どもも、すべての子どもが多様性を認めることができる教育を進めます。

（発達障がいのある子どもの学びの支援）

- 発達に特性のある子どもは通常の学級にも在籍していますが、支援を必要とする子どもへの個別支援だけではなく、その他の子どもも含めた、クラス全体への対応が求められており、多様性を包み込む学校へ進化します。
- 誰もが安心して学べる学校（授業）にするためには、発達障がいに対する教員の理解を促進するとともに、支援者が個々に対応するのではなく、チーム学校として対応します。
- 発達障がいを「特性」と捉え、子どもの才能や個性を見つけ、伸ばし、発揮できるように支援する方策を検討します。

（医療的な配慮を必要とする子どもの学びの支援）

- 医療的ケア児の実態や支援のニーズを把握し、保育・教育現場等での理解を広げるとともに、支援体制を整備します。

（高等教育機関での学びの支援）

- 高等教育機関で学びたい子どもの希望を実現するとともに、産業分野や医療・福祉分野などでの高度な知識・技術を身につけた人材を確保するため、高等教育機関への進学を希望する人が、経済的な困難があっても高等教育機関で学べるよう教育費等の支援を行います。
- 県内の高等教育機関で学びたいと考える生徒の希望を実現するため、県内大学の収容力を拡大するなど、高等教育の振興を図ります。

<施策の展開>

（1）教育費の支援

（義務教育費の負担軽減）

- 市町村に対する情報提供・助言を通じ、新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給等、就学援助制度*の改善・充実に取り組みます。 [義務教育課]
- 市町村等への情報提供等を通じ、学用品等のリユース*の仕組みづくりを促進します。
[次世代サポート課、義務教育課]

（義務教育費及び高校教育費の負担軽減）

- 学校納入金の見直しに関する市町村、県立学校に対する情報提供・助言を行います。
[義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

（高校教育費の負担軽減）

- 経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるため就学支援金^{*}を交付し、高校教育の機会均等を実現します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。 [高校教育課、私学・高等教育課]
- すべての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に奨学給付金^{*}を支給し、教材費、部活動費など授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。 [高校教育課、私学・高等教育課]
- 私立高等学校等に子どもが通学する保護者負担の軽減を図るため、学校法人が授業料等の学校納付金を軽減した場合、学校法人に対し当該軽減額を補助します。 [私学・高等教育課]
- 経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与し、高校修学を支援します。 [高校教育課]
- 高校定時制課程や通信制課程へ通う高校生の修学を奨励するため、修学奨励金貸与や教科書等購入費補助を行うとともに、夜間定時制高校夜食費一部を負担します。 [高校教育課、保健厚生課]

（特別支援教育費の負担軽減）

- 特別支援学校の児童生徒について、保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や学用品費、教科用図書等購入費など就学に係る経費を助成します。 [特別支援教育課]

（高等教育費の負担軽減）

- 県の電気事業の利益等を活用し、経済的な理由で大学修学が困難な子どもを支援するため、県内大学への入学金等の一時金、修学費用を給付します。 [こども・家庭課]
- 企業の寄付金を活用し、児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けた児童の大学等への進学を支援するため、奨学金を給付します。 [こども・家庭課]
- 経済的な支援が必要な私立専門学校生に対して授業料補助を行うとともに、修学支援アドバイザー^{*}を配置し修学を支援します。 [私学・高等教育課]
- 長野県立大学、看護大学、須坂看護専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門校、農業大学校、林業大学校など、県立の高等教育機関において、低所得世帯の教育費負担の軽減を図るため、授業料の減免を行います。 [県立大学設立準備課、医療推進課、地域福祉課、人材育成課、農業技術課、信州の木活用課]

（私立学校の教育費の負担軽減）

- 保護者の学費負担を軽減するため、私立の小中学校、高等学校等、専門学校の運営に要する経費について、助成を行います。 [私学・高等教育課]

（教育費の貸与）

- 生活福祉資金^{*}（教育支援資金）の貸付けにより、生活困窮家庭の子どもの大学や高等学校等の修学を支援します。 [地域福祉課]

（2）貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり

- 地域の大人と子どもの温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役^{*}の子ども

もの居場所「信州こどもカフェ」*において、学習支援の取組を推進します。また、それに当たり青少年サポーター*の参加を拡大します。 [こども・家庭課、次世代サポート課]

- 県の電気事業の利益を活用し、施設入所児童に対し科学体験学習等の機会創出を支援し、将来の高等教育進学や多様な職業選択への動機づけを行います。 [こども・家庭課]
- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、市町村や市町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。 [地域福祉課]
- 保護者や地域住民が学校と連携・協働して、子どもを育む信州型コミュニティスクール*の活動の一環として、地域住民の協力による学習支援を進めます。 [文化財・生涯学習課]
- 放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用して設置する放課後子ども教室*において、地域住民の協力を得て、予習、復習などの学習活動の支援を行います。 [文化財・生涯学習課]
- 経済的な理由や家庭の事情で、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身に付いていない中学生等を対象に、地域未来塾*を開講する市町村を支援し、地域住民の協力により学習支援を行います。 [文化財・生涯学習課]
- 自然や地域の中で五感豊に自己肯定感を育むことができる「信州やまほいく（信州型自然保育）」*を推進します。 [次世代サポート課]
- ICT*等を活用した新たな学習支援手段を検討し、効果を高めます。 [次世代サポート課]

(3) 不登校児童生徒の学びの支援

- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、市町村や市町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。 [地域福祉課]
- 市町村に対し、中間教室（教育支援センター）*の充実に向けて助言します。 [心の支援課]
- フリースクール*を運営するNPO等民間団体や親の会の周知と情報連携を推進します。 [心の支援課]
- フリースクール*を運営するNPO等民間団体との意見交換等を通じて、フリースクールと学校との連携のあり方を検討します。 [次世代サポート課、心の支援課]

(4) 障がいのある子どもの学びの支援

- 障がいのある子どももいない子どもも一人ひとりがもてる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育*を実践します。 [特別支援教育課]
- 特別支援学級において、特別支援学校の教員や外部人材の活用により専門性を強化し、多様な教育的ニーズに対応します。 [特別支援教育課]
- 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学及び教育を支援するため、就学相談が適切に行われるよう特別支援教育推進員による指導・助言を行います。また、学習指導要領改訂に伴う特別支援教育に関する手引書を作成し、市町村教育委員

会等に対する支援を充実します。〔特別支援教育課〕

- 小・中学校等の教員への支援、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障がいのある幼児児童生徒への指導・支援、関係機関等との連絡・調整など、特別支援学校のセンター的機能を強化します。〔特別支援教育課〕
- 多様な教育的ニーズに応じた教育活動の充実のための、地域の資源（人材や場）を活用した教育活動を展開します。〔特別支援教育課〕
- 一人ひとりに応じた将来の自立と社会参加の実現のため、地域資源を活用し、卒業後を見据えたキャリア教育*を充実します。〔特別支援教育課、教学指導課〕
- これからの特別支援学校のあり方検討を踏まえ、「特別支援学校の中長期修繕・改修計画」を策定し、教育環境の整備・改善を進めます。〔特別支援教育課〕

（５）発達障がいのある子どもの学びの支援

- 発達障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍しつつ必要に応じて適切な支援が受けられる、通級指導教室*を拡充します。また、高校における通級による指導を開始します。〔義務教育課、高校教育課、特別支援教育課〕
- 発達障がい等支援が必要な児童生徒の教育的なニーズに応じて、関係職員が連携し、学校全体がチームで支援していける体制づくりを推進し、「学校解決力」の向上を図ります。〔特別支援教育課〕
- 互いに認め合える学級づくりやすべての子どもが力を発揮できる授業づくりを、どの学校、学級でも実践できるよう、「信州型ユニバーサルデザイン*（学級経営や授業づくりを進める上での共通基盤となる内容）」をもとに、教員の研修を行います。〔教学指導課、特別支援教育課〕
- 子どもの才能や個性を見つけ、伸ばし、発揮できるようにする手法を、民間支援機関のノウハウも取り入れながら検討し、普及を図ります。〔次世代サポート課〕
- 学校における発達障がい対応の充実に関する県内大学（信州大学、長野大学、松本大学、長野県立大学等）との連携を推進します。〔次世代サポート課、私学・高等教育課〕
- 発達障がい等のある児童生徒に対して効果的な支援ができるよう、特別支援教育支援員の活用ハンドブック（仮）を作成します。〔特別支援教育課〕
- 学校への出前研修、特別支援教育コーディネーター*養成研修等、発達障がい支援に係る教職員への研修を実施します。〔特別支援教育課〕
- 発達障がいのある子ども・若者の教育相談を実施する民間団体の取組を支援します。〔次世代サポート課〕

（６）医療的な配慮を必要とする子どもの学びの支援

- 医療的ケア児が安全に、安心して学校生活を送れるよう、特別支援学校に看護師を配置するとともに、職員等を対象とした医療的ケアを安全に実施するための基礎研修、現場演習、実地研修を実施します。〔特別支援教育課〕

(7) 高等教育機関での学びの支援

- 信州高等教育支援センター^{*}において、新たな学部を設置等大学改革や魅力向上の支援、県内高等教育機関の魅力発信を行います。 [私学・高等教育課]
- 県内高校生の進学を選択肢を拡大し、ビジネスや地域社会にイノベーション^{*}を起して、新しい価値を創造していく、地域に貢献するリーダーを育成する長野県立大学づくりを行います。 [県立大学設立準備課]

信州で学ぼう！ ～ 信州高等教育支援センター ～

県内の高校生が進学を考えた時、「本当は長野県を離れたくないのに進学したい大学・短大・専門学校や学部等がない」といった声が聞かれます。こうした若者の視点を踏まえ、高等教育全体を通じて、県内で学ぶ魅力を高め、発信し、県内への進学者数を増加させることが必要です。このため、平成 28 年4月に「信州高等教育支援センター」を設置し、県内高等教育機関の振興に取り組んでいます。

魅力の向上の方策や改革の方向性は、高等教育機関ごとに異なっています。「信州高等教育支援センター」では、設置主体が計画する取組の内容を十分にききとり、県の施策との整合を図りながら、各高等教育機関に対応した支援策を構築していきます。具体的には、大学改革・学部の設置支援、LINE をはじめとした各種広報媒体による魅力の発信、産学官で連携した人材育成・定着支援などです。

また今後、各高等教育機関が地域の知の拠点として、地域課題解決や企業の研究・開発などに寄与することにより、学生にとってより実践的な学びの場となるとともに、地域への理解を深めることにつながることを期待し、県内高等教育機関を核とした地域づくりを一層推進していきます。

その流れはやがて世界へ ～ 長野県立大学開学 ～

平成 30 年4月開学の長野県立大学は、グローバルな視野を持って、長野県に軸足を置き、社会で活躍できるリーダーの育成を目標としています。

長野県立大学は、グローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科と健康発達学部食健康学科、こども学科の2学部3学科で構成します。グローバルマネジメント学科は、経営学を学び、新たな事業を展開していく企画力や行動力を持った人材を育てます。食健康学科は、管理栄養士や栄養教諭を、こども学科は、保育士や幼稚園教諭を育成します。

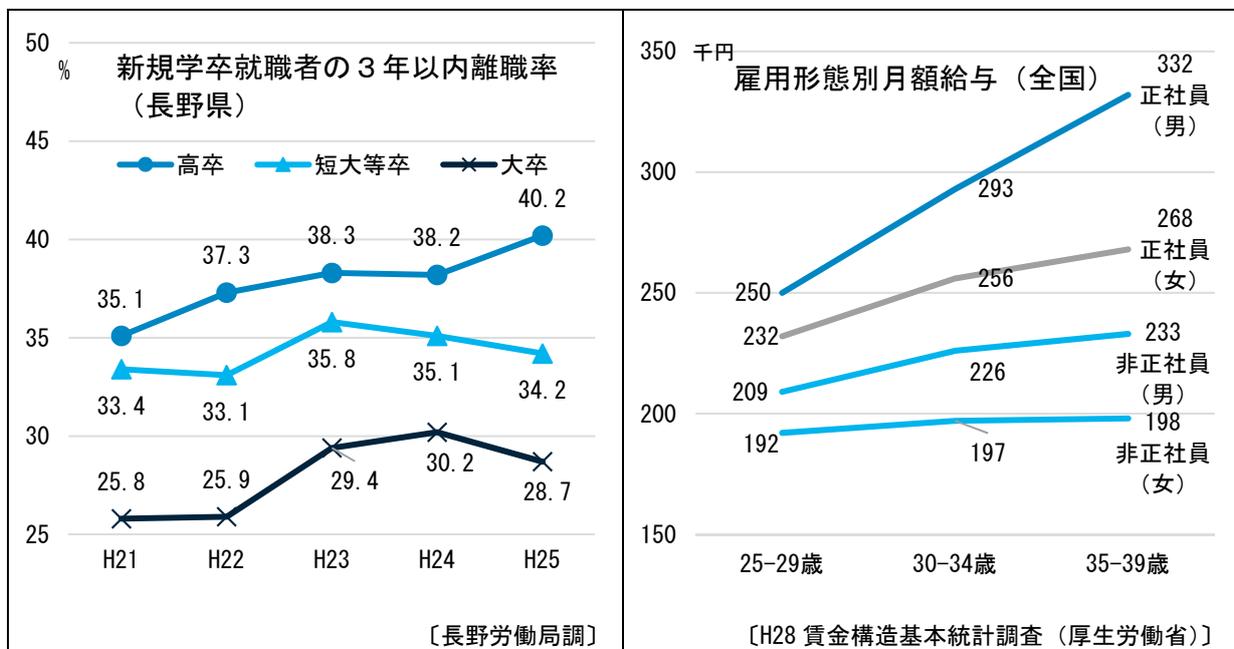
1年次には、プレゼンテーション力を養うための発信力ゼミや週4回の英語の授業を必修としたほか、授業外においても人間力や自立性、社会性、コミュニケーション力を養うため、全寮制とすることとしました。2年次には、全員が海外において専門領域を学びグローバルな視野を身に付けることができるよう、2週間から4週間の短期研修を行うこととしています。

また、開学と同時に産学官連携や地域との連携を担うソーシャル・イノベーション創出センターを立ち上げます。大学内外の多様な人と知的資源とを結びつけ、ソーシャル・イノベーション^{*}に挑戦する人材を育て、支援することとしています。

第3節 若者の就労支援

<現状と課題>

- 生産年齢人口の減少が顕著になっています。 ^{p22}
- 企業の若年労働力の確保のニーズは高まっていますが、新規学卒就職者の約3人に1人が3年以内に離職しています。就労の前段階で、職業観の醸成、企業への理解を促進する必要があります。また、ワークライフバランスや子育てとの両立等に配慮した労働環境整備が必要です。
- 正社員と非正社員の給与格差が存在します。
- 雇用情勢の改善に伴い、都会・大手企業志向が顕著になり、県外大学等への進学者のUターン就職率、県内大学卒業生の県内就職率ともに減少傾向にあります。若者の県内就職の促進が課題です。 ^{p24}



<施策推進の基本方針>

- 地域社会や企業の活力維持のため、若年労働者の確保が重要であることから、若者の就労拡大のための取組を進めます。
- キャリア教育^{*}、職場体験・就業体験活動を充実します。
- 早期離職防止のため、高校・企業間で就職学生情報を共有します。
- 職業理解を深め、将来自分が働くイメージを持てるよう、学生のインターンシップ^{*}の実施を促進します。
- 自己理解・職業理解など、就業準備のための個別面談、セミナー等の支援を実施します。
- 産業界が求める技術・技能の習得に加え、職業人としての基礎能力も高い産業人材を育成

します。

- 働き方改革を推進し、個人の状況に応じて働き方が選択でき、男女ともに子育てと仕事が両立できる職場環境の整備を促進します。
- 若者の正規雇用を促進するため、正規雇用に向けた就業相談、職業紹介等を行います。
- 社会人基礎力研修や職場実習を通じ、無業や非正規就労の若者の正社員就労を支援します。
- 県内外の学生や若者に対して、県内企業の魅力や信州で働く魅力の理解促進を図り、県内企業での就職を促進します。

<施策の展開>

(1) キャリア教育等の充実

- 「長野県キャリア教育ガイドライン」に基づいて、キャリア教育*の充実、職場体験・就業体験活動の推進に取り組みます。 [教学指導課]
- 様々な分野への就業体験活動・デュアルシステム*や探究的な学びを通して学校で学ぶことと社会の接続を意識し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育みます。 [教学指導課]
- 農業者団体、教育機関等と連携し、将来就農を目指す中高生等を支援します。 [農村振興課]
- 高校・企業間の就職学生情報の共有を推進します。 [教学指導課]

(2) 若者の雇用（就労促進・労働力確保）

- 「信州産学官ひとづくりコンソーシアム」*による県内企業での大学生のインターンシップ*を拡大します。 [私学・高等教育課]
- Uターン就職促進協定校との連携やインターンシップ*参加費用の助成等により、県外の大学生等の県内でのインターンシップ推進体制の整備を行います。 [労働雇用課]
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた個別相談、就業支援セミナー等により、若者の就業を支援します。 [労働雇用課]

(3) 人材育成

- 幅広い豊かな教養教育、実践重視の専門教育、寮生活や海外研修などによる全人教育により、グローバルな視野を持ち地域に貢献するリーダーを育成する長野県立大学づくりを行います。 [県立大学設立準備課]
- 長野県看護大学及び長野県須坂看護専門学校において、医療の専門化・多様化・高度化等への対応に指導的役割を果たしうる質の高い看護職員を養成します。 [医療推進課]
- 福祉大学校において、地域福祉の向上ために貢献できる質の高い保育士及び介護福祉士を

養成します。 [地域福祉課]

- 工科短期大学校・技術専門学校において、就業に必要な技能・技術・知識習得のための職業訓練を実施し、産業界で即戦力となる人材を育成します。 [人材育成課]
- 林業大学校において、林業の専門的知識・技術を身につけ、農山村地域で指導的な役割を果たす人材を養成します。 [信州の木活用課]
- 林業の就業に向け、研修先において必要な知識・技術の習得を行う若者が、安心して修学に専念できるよう、生活維持のための資金を給付し、就業者の確保を図ります。また、林業を学ぶ学生に対する融資を行う林業労働者確保支援センター*に対して、その原資を貸し付け、学生の修学を支援します。 [信州の木活用課]
- 農業大学校において、農業技術の高度化、経営の専門化に対応できる知識と技術を兼ね備えた地域農業を担う人材を養成します。 [農業技術課]
- 就農相談活動や農業体験研修により、就農を支援し、意欲のある新規就農者の確保・育成を目指すとともに、県の登録を受けた「里親農業者」が里親研修生を受け入れ、実務研修や就農に必要な農地や住宅、施設、機械の確保等を支援し、新規参入者の確保定着を推進します。 [農村振興課]
- 県内高等教育機関の魅力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、産業界と県が協働し、県内大学生の海外インターンシップ*を支援します。 [私学・高等教育課]

(4) 職場環境の改善による職場定着の促進

- 企業に対し、国の支援策に関する情報提供や関係法令の改正に対応するための相談支援、制度周知、働きかけ等を行うことにより、働き方改革を推進します。 [労働雇用課]
- 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業の拡大、好事例の情報発信により、多様な働き方の導入や職場環境改善を支援し、若者の職場定着を促進します。 [労働雇用課]
- 管理職等が、従業員や部下の子育て・介護の両立支援を宣言し、職場におけるワークライフバランスや多様な働き方を推進する取組「イクボス・温かボス」*を促進します。 [人権・男女共同参画課]

(5) 安定就労の促進

- 未就業や不本意ながら非正規雇用で就業する若者に対する職場実習等を通じて、若手人材確保に苦慮する県内企業への正社員としての就職を促進します。 [労働雇用課]
- 国の非正規雇用の処遇改善の取組と連動し、同一労働同一賃金や無期転換ルール*等に関する制度を周知します。 [労働雇用課]
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた個別相談、就業支援セミナー等により、若者の正社員としての就業を支援します。 [労働雇用課]

(6) 県内就職の促進

- 新規学卒者の県内就職を促進するため、県外学生に対するインターンシップ[※]経費の助成やモデルプログラムの実施に取り組みます。また、就活支援ポータルサイトによる県内企業の魅力発信や学生と企業との出会いの場を創出します。 [労働雇用課]
- ジョブカフェ信州銀座サテライトにおいて、首都圏の学生に対する就職情報の提供、就業相談を行います。 [労働雇用課]
- 林業就業希望者に対し、一般財団法人長野県林業労働財団[※]と連携した共同就職説明会を開催し、就業情報の提供や就業相談を行います。 [信州の木活用課]
- 就農相談活動や農業体験研修により、就農を支援し、意欲のある新規就農者の確保・育成を目指すとともに、県の登録を受けた「里親農業者」が里親研修生を受け入れ、実務研修や就農に必要な農地や住宅、施設、機械の確保等を支援し、新規参入者の確保定着を推進します。 [農村振興課]